

金光明寺写経所と反故文書

渡辺 晃宏

はしがき

金光明寺写経所は大宝から天平にかけての籍帳・税帳などの公文類を二次利用した写経所として著名である。その二次利用の状況は、既に岸俊男氏が概要をまとめておられるが、その表裏関係の詳細については、別の機会に譲るとされた。⁽¹⁾一次文書である公文類の考察に金光明寺写経所における二次利用の状況の検討が必要であることは岸氏の指摘される通りであり、かかる観点からの考察も個別に行なわれてきてはいるが、その全体像を把握しておくことも不可欠であろう。本稿は、岸氏の検討の驥尾に付き、金光明寺写経所で二次利用された籍帳・税帳などの公文類を中心とする反故文書の表裏関係対照表を作成する試みから生まれたささやかな覚書である。以下、金光明寺写経所における反故文書の二次利用の全体像を、写経事業の展開を軸に描いてみようと思う。そしてその検討を通じて、金光明寺写経所で公文類を含む大量の反故文書が二次利用された理由、その出所・流入経路など、金光明寺写経所の反故文書利用をめぐる諸点について、若干の見通しを述べてみたい。

天平一五年に二次利用の初見のある反故文書は次の通りである（別表

1・2参照）。まず籍帳類では、

大宝二年御野国味蜂間郡春部里戸籍

大宝二年御野国各牟郡中里戸籍

天平五年右京計帳手実

次に税帳類では

天平一一年度伊豆国正税帳

天平一一年度出雲国大税賑給歴名帳

以上公文は計五点が二次利用されており、この他天平五年の興福寺西金堂の造営に関する天平六年五月の造仏所作物帳⁽²⁾、及び天平一四年一月からこの年一五年一月にかけての優婆塞貢進文も利用されている⁽³⁾。

この年の金光明寺写経所における写経事業は概ね次のように整理される⁽⁴⁾。すなわち、この年五月、金光明寺写経所では光明皇后発願の五月一日経が草疏や別生をも書写対象に加え、開元釈教録を凌ぐ一切経として

新たなスタートを切っており、これより先四月には聖武天皇発願の大官一切経の書写も始まっている。五月一日経及び同じく光明皇后のその時の発願になる写経（「間写」と呼ばれる。これに対し、五月一日経は「常写」と称され、さらに光明皇后発願の両者は合わせて「宮」と総称され、聖武天皇発願の大官一切経の「官」と対置されている）は写疏所と呼ばれる書写機構で書写された。写疏所は金光明寺写経所の中心となる機構であった。このことは金光明寺写経所が本来光明皇后発願の五月一日経の書写を主要な任とする皇后宮職系統の写経所であったことから考えても首肯されよう。これに対し、大官一切経は写疏所とは別の場で書写が進められた。その場を特定することはできないが、史料上では「堂」と称されている。この他この年の写経として注目すべきものに玄防発願の法華経五〇部がある。これを含めて、「宮」「官」以外の写経は私願経と呼ばれたが、基本的には写疏所で書写されたとみてよい。

さて、この年二次利用された反故文書がどの写経事業に用いられたかを考えてみると、大官一切経関係の帳簿類に二次利用された反故文書が他の写経事業関係の帳簿類には二次利用されていないことが注意される。大宝二年御野国味蜂間郡春部里戸籍・天平一一年度伊豆国正税帳の二種がそれである。このことは大官一切経が他の写経とは独立した場で書写されていたことの一つの傍証となろう。大官一切経はこの年の末以降中断状態を迎え、写経生は写疏所に召還されることになるが、大官一切経関係の帳簿に二次利用されたこれらの反故文書は、一次文書面（すなわち戸籍・正税帳の面）が天平一五年末から翌一六年にかけて写疏所で三次利用されているという共通の特徴を有しており、これらの帳簿も「堂」

での書写の事実上の終了に伴って写疏所に持ち帰られたのであろう。従って、大官一切経を書写した「堂」は、写疏所から全く独立した書写機構ではなく、ともに金光明寺写経所の管轄下にある機構であることが、反故文書の二次利用の点からも裏付けられることになる。

これに対し、常写・間写・私願経に二次利用された反故文書は三者の間で区別なく用いられている。この点は天平五年右京計帳手実や造仏所作物帳に顕著である。これらが写疏所と同じ案主の下で書写されていたことの証左となろう。

さて、これらの反故文書はどこから金光明寺写経所にもたらされたのであろうか。この点を考える上で示唆を与えてくれるのは、この年から翌年にかけて二次利用された造仏所作物帳と、この年から天平一八年正月にかけて二次利用された優婆塞貢進文である。まず造仏所作物帳は、光明皇后がその母県大養橘宿禰三千代の一周忌の追善供養のために建立した興福寺西金堂の造営に関するものでありかつ「案」とあるから、皇后宮職管下の造仏所作成され皇后宮職に留め置かれたものが反故にされ直接金光明寺写経所にもたらされたのであろう。一方、優婆塞貢進文は、多数残るものうち鬼頭清明氏の分類のA1類の後半のグループに⁵⁾あたる。これらが当初いずれに宛てて提出されたものかは直接には知り得ないが、これらと本質的には別個ではないA1類の前半グループは皇后宮職に宛てて提出されたことが確実だから、鬼頭氏が結論付けておられるように、皇后宮職から金光明寺写経所にもたされたものであろう（但し、二次利用の時期にはいくつかのまとまりがあるので、数回に分けて下付された可能性もある）。この線から考えれば、天平一五年に関

する限り、籍帳・税帳類も中務省から皇后宮職を経て金光明寺写経所に伝わったと考えることができるかもしれない。金光明寺写経所ではこれを巻物仕立てのまま各案主に充てたのである。大官一切経は金光明寺写経所の管理下の写経ではあったが、場を異にしていたため、案主が写経所に持ち帰ったものだけが今日に伝わったものと考えられる。反故文書の出所・流入経路・流入先については、第五章で改めて考察を加える。

なお、この年天平一五年における反故文書の二次利用の特徴として、二次利用された期間が比較的長期に涉っていることを挙げておく必要がある。例えば、造仏所作物帳中巻は、現在確認させるだけでも天平一五年五月から翌一六年七月まで一年三カ月に涉って二次利用されており、また、天平一一年度出雲国大税賑給歴名帳は、天平一五年一〇月から翌一六年九月まで一年間に涉って二次利用されている。これは天平一五年末から一六年にかけての写経事業の縮小と密接に関わるものである。

二

天平一六年が二次利用の初見の反故文書は次の通りである。まず籍帳類では、

養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍

養老五年下総国針托郡少幡郷戸籍⁽⁶⁾

次に税帳類では、

天平四年度佐渡国正税帳

天平四年度隱岐国正税帳

天平九年度但馬国正税帳

天平九年度駿河国正税帳

天平一〇年度淡路国正税帳

以上七点である。

天平一七年初見の反故文書は、まず籍帳類では、

大宝二年御野国山方郡三井田里戸籍

次に税帳類では

天平六年度出雲国計会帳

天平九年度和泉監正税帳

以上の計三点である。

天平一六・一七両年は写経の規模がかなり縮小しており、写経所での常写・問写の書写のみを基本としていた。これは天平一五年一二月に平城宮の大極殿が恭仁宮に移されたこと（『続日本紀』天平一五年一二月辛卯条）に象徴されるように、平城京の地位がさらに低下したことによる。金光明寺写経所が閉鎖されるという事態には至らなかったが、天平一六年には写経生を紫香樂宮に送っての写経も行なわれている。かかる金光明寺写経所の写経機能の低下は天平一七年九月の平城還都まで続くことになる。金光明寺写経所の言わば復活を飾ることになる写経事業が天平一七年末の所謂「難波之時御願大般若経」⁽⁷⁾であった。

この二年間の反故文書の二次利用の状況を見ると、顕著なのは新たに二次利用された反故文書の数の少なさである。天平一六年前半には新たな反故文書の導入は全く見られず天平一七年も散発的にわずか三点のみである。この間天平一六年には天平一五年以来の文書が継続して二次利

用されており、また天平一七年には前年に二次利用が始まった養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍が、二次利用開始以来一年以上に涉って利用され続けている。結局この二年間は新たに大量の反故文書を必要とする程の書写は行なわれていないのである。

さて、この年の書写は常写・間写が大部分であるが、両者が一つの場で同じ案主の下で書写されていたことは、反故文書の使われ方からも確かめられる。写疏所における帳簿や解案の用紙として、必要に応じて切断二次利用されていたのである。ただ、二次利用開始の時期などを考えると、これらは一括して金光明寺写経所にもたらされたのではないようである。筆墨と同様に必要に応じて下付を申請していたのではあるまいか。この点については、後にまた触れる。

三

天平一八年になると、反故文書の二次利用の状況は一変する。この年二次利用の初見のあるものは、まず籍帳類では、

養老五年下総国倉麻郡意布郷戸籍

天平五年右京戸口損益帳

天平五年山背国愛宕郡郷里末詳計帳

天平七年山背国綴喜郡大住郷計帳（所謂隼人計帳）

以上四種、次に税帳類は、

神龜六年度志摩国輸庸帳

天平二年度大倭国正税帳

天平二年度伊賀国正税帳

天平二年度隱岐国郡稻帳

天平二年度越前国正税帳⁽⁸⁾ A帳⁽⁸⁾ V

天平二年度越前国正税帳⁽⁸⁾ B帳⁽⁸⁾ V

天平二年度越前国義倉帳

天平二年度尾張国正税帳

天平二年度紀伊国正税帳

天平四年度越前国郡稻帳

天平六年度尾張国正税帳

天平六年度周防国正税帳

天平七年度相模国封戸租交易帳

天平八年度以降佐渡国正税帳

天平八年度摂津国正税帳

天平八年度伊予国正税出挙帳

天平八年度薩麻国正税帳

天平一〇年度左京職正税帳

天平一〇年度筑後国正税帳

天平一一年度備中国大税負死亡人帳

以上二〇種に上る。税帳類の多さは特に目を引く。

天平一九年も一月までは基本的には一八年と同じ体制で書写が行なわれていくので（後述のように、南堂・北堂が東堂・西堂に移転するのがこの頃である）、一九年一月までに二次利用の初見のあるものも掲げておくと、まず籍帳類では、

大宝二年御野国本簀郡栗栖太里戸籍

大宝二年御野国肩縣郡肩々里戸籍

大宝二年豊前国上三毛郡塔里戸籍

大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍

天平一二年以前阿波国計帳

以上五種、次に税帳類では

天平四年度以前播磨国郡稻帳

天平九年度豊後国正税帳

天平一〇年度駿河国正税帳

天平一〇年度周防国正税帳

の四種であり、他に天平一七年・二・四・八・一〇各月の大粮繼文の二次利用も開始されている。⁽⁹⁾

さて、二次利用開始が確認される月を整理すると、天平一八年は七八両月を除く各月に万遍無く分散しており、帳簿作成が今までにないピッチで進行し、しかもそれが長期間に涉っていることがわかる。天平一九一年になるとベースは落ちるものの、継続した反故文書の利用は天平二〇年七月に公文類が金光明寺写経所に入ってからなくなるまで続くのである。現存する大宝から天平にかけての公文類の多くは、その伝来をひとえにこの二年半の間の金光明寺写経所の写経事業に負うているのである。

この期間の金光明寺写経所における写経事業で特筆すべきは、天平一八年正月に、天平一五年末以来中断したままになっていた大官一切経の書写が再開され、同時にもう一部は一切経の書写が開始されたことである。前者は先写一切経、後者は後(更)写一切経と呼ばれている。これ

らはそれぞれ写疏所とは別の場で別の案主の下で書写が進められた。先写の書写の場としては「南堂」、後写の書写の場としては「北堂」の存在がそれぞれ史料上確認される。一方、五月一日経すなわち常写は前年までと変わらず底本入手のあり次第写疏所で書写が進められていくが、間写はこれ以降は写疏所の管轄の下に南堂と北堂とで分担して書写するのが常態となった。写疏所・南堂・北堂の三つの機構による書写は天平一九年冬季の機構整備まで続くことになる。

続いて、各反故文書がどの写経事業に用いられているか、厳密に言うならば、写疏所・南堂・北堂いずれの経堂で二次利用されたかを検討してみよう。まずその絶対数に着目すると、写疏所と北堂で二次利用された反故文書に比して、南堂で二次利用されたものの残りが極端に悪いことが挙げられよう。これは二次利用された公文類に限らず、史料の残りそのものについても言えることである。南堂は金光明寺写経所の一機構でありながら写経所文書を伝えた機構(≡写疏所)からはかなり独立した機構であって、その意味では天平一五年に大官一切経を書写した場である「堂」と類似した機構と言えるであろう。先写が大官一切経の後身であることは示唆的であるが、「堂」と南堂とを結び付ける決定的な証拠は見出だせない。一方北堂は、史料の残りから言っても写疏所と同等であり、正倉院文書を伝えたのが金光明寺写経所の機構の一つである写疏所であったと思われることから考えて、北堂は写疏所とかなり近い(場所的に、あるいは機構的に)関係にあったことが想定されよう。⁽¹⁰⁾

次に個々の文書の二次利用の状況に着目すると、写疏所・南堂・北堂それぞれの中で二次利用が完結する場合が多く、一つの巻物は分断され

ることなく同じ案主の下で二次利用される傾向が強かったようである。ただ、複数の経堂にまたがる場合も決して稀な訣ではない。殊にそれは写疏所と北堂の間において顕著である。写疏所と北堂とで共通して二次利用されているものは次の通りである。

- 1、天平二年度越前国正税帳A帳V
 - 2、天平六年度周防国正税帳
 - 3、天平七年度相模国封戸租交易帳
 - 4、天平八年度薩麻国正税帳
 - 5、天平九年度豊後国正税帳
- 4、天平二年度尾張国正税帳
 - 3、天平七年山背国綴喜郡大住郷計帳
 - 2、天平五年山背国愛宕郡郷里末詳計帳
 - 1、養老五年下総国倉麻郡意布郷戸籍

復原されている接続順を考慮に入れた上で二次利用の場所を整理してみると、一つの巻物の中に写疏所で二次利用された部分と北堂で二次利用された部分が混在しており、一本の巻物を複数に分割して経堂に分配したのではなく、写疏所と北堂の案主が同一の反故文書を共通に利用できると考えざるを得ない。このことは前述のような写疏所と北堂とがかなり近い関係にあったとの想定と符合する。

一方、南堂で二次利用された反故文書も決して孤立している訣ではない。元々南堂で二次利用されたものの残存状況は良くないのであるが、南堂で二次利用された七点の内、三点が写疏所でも二次利用されている。南堂で二次利用されたのは次に挙げる七点である。

- 5、天平二年度越前国正税帳A帳V
- 6、天平八年度伊予国正税出挙帳
- 7、天平一〇年度筑後国正税帳

このうち、1・2・3・が南堂の他に写疏所で二次利用されるものを含んでいる。1はB断簡が写疏所で作成されたと思われる布施注文であるのははいずれも南堂で二次利用されている。B断簡は、右端が南堂で二次利用されたA(2)断簡に接続する。次に2は、六紙から成る長大なE断簡(現在それのみで続修第一巻を構成している)と、静岡県立美術館所蔵のJ断簡(国立歴史民俗博物館編『正倉院文書展』4〔1〕ウ)の二断簡のみが南堂で二次利用され、他は写疏所で利用された。これらは表裏で接続する。またE断簡は右端が、写疏所で二次利用されたD断簡に接続する。残る3はA(1)とA(3)断簡が南堂、B断簡が写疏所で二次利用されている。

サンプルが少なく、また1の例についてはC断簡以降の接続がはっきりしないので確実なこととは言えないが、現存例に見る限り写疏所と北堂の場合のような二次利用の混在は認められない。前述のように南堂が北堂に比してかなり写疏所とは独立した経堂だったことから考えて、私は1・2・3が複数に分割されて写疏所と南堂に分配された可能性を指摘しておきたい。その切断箇所は、1ではA(2)とBの間、2ではDとEの間ということになる。

勿論、南堂の場合史料の残存状況そのものが写疏所や北堂に比して絶対的に悪いので、それを金光明寺写経所の書写機構の反映と捉えない場合には、史料の少なさがあたかも南堂が写疏所から独立しているかのよ

うな印象を与えるに過ぎないとの見方も可能かも知れないが、私は史料の残存状況を写経機構の反映として重視したい。

以上の考察から天平一八年正月の先写・後写開始以降の金光明寺写経所の機構のアウトラインを描くならば次のようになる。金光明寺写経所では、先写・後写の書写を開始するにあたり、専用の経堂として南堂・北堂を写経所とは別に設けたが、北堂は写経所と近接した場所にあったと思われる（同じ建物内の可能性を否定できない）。写経所・南堂・北堂にはそれぞれ別の案主が置かれ書写管理にあたったが、写経所の案主は金光明寺写経所全体を統括する任をも負っていたようである。反故文書は写経所の案主を通じて一巻のままあるいは適宜切断されて各案主の手に渡ったのであろう。

四

天平一九年二月以降金光明寺写経所での二次利用の初見のある反故文書は、まず籍帳類では、

大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍

大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍

大宝二年豊前国上三毛郡加久也里戸籍

大宝二年豊後国郡里末詳戸籍

神亀三年山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳

神亀三年山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳

和銅元年陸奥国戸口損益帳

以上七種、次に税帳類では

天平二年度安房国義倉帳

天平九年度河内国大税負死亡人帳

天平九年度長門国正税帳

天平一二年度遠江国浜名郡輪租帳

以上の四種である。ここでは籍帳類の多いのが注意される。なお、天平一九年七月に二次利用が始まった天平一七年の大糧継文のうち二・四・一〇月の分、及び同じく八月に二次利用の始まった大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍、さらに同じく一〇月に二次利用の始まった天平一〇年度駿河国正税帳と天平一〇年度周防国正税帳などはこの後まで二次利用された時期が食い込んでいる。

初めにこの時期の写経の概要をまとめておくと、常写・間写・先写・後写が継続している点では天平一八年以降と何等変わりはない。ただ、⁽¹¹⁾経堂の移転が行なわれているらしいのである。すなわち、詳細は別稿に譲るが、天平一八年二月以降南堂・北堂に変わって東堂・西堂が現われ、東堂が南堂の、また西堂が北堂の後身であることがそれぞれ確認されるのである。これ以降は先写は東堂で、後写は西堂で書写を進めてゆくことになる。先写は史料の残りが良くないので確言は憚られるが、天平二〇年一月まではその書写の行なわれたことを確認でき、その後まもなく完成をみたのであろう。一方後写は天平二〇年五月に完成している。これは書写速度の違いによるのではなく、先写が既にその一部を天平一五年に大官一切経として書写していたことに起因するのであろう。天平一九年一〇月に東堂と西堂とで一〇部ずつ分担して始まった二〇部

六十花嚴經の書写において、東堂分担分は翌二〇年夏までに完成したのに西堂分担分は未完成のまま一時放棄され、天平勝宝四年の大仏開眼の直前に慌てて間に合わせるというような事態になったのも、かかる書写開始時期のずれが遠く淵源を成しているのである。また、天平二〇年正月に始まった千部法華經の書写が、天平一八年以降の間写經の通例と異なり、当初は東堂の經師のみによっていたのも同様の理由に基づくのであろう。

ところで、以上述べたような写經機構の変化に伴って、史料の残りという点でそれまでとは異なった特徴が現われてくる。これ以前は常写を書写した金光明寺写經所の中心機構である写疏所や、後写を書写した北堂で作成された帳簿類に比して、先写を書写した南堂の帳簿類の残りが極端に悪いという顕著な特徴があった。ところが、南堂・北堂が東堂・西堂に変わった天平一八年冬季以降の史料の残存状況を見ると、後写関係の史料の残りのよいことは以前と変わりがないものの、東堂（先写を書写した経堂）で作成された史料の残りもそれまでとは違って格段によくなるのである。例えば、前述の二〇部六十花嚴經の東堂書写分の帳簿はほぼ完存し、また東堂のみで書写されていた時期の千部法華經の帳簿もよく残っている。二〇部六十花嚴經については、西堂（後写を書写した経堂）分担分に関する帳簿が一部を除いてほとんど残っていないことと顕著な対照を成している。この点をいかに解すべきか、未だ成案を得ていないが、先写を書写した経堂と後写を書写した経堂とで分担して書写するのが一般的であった天平一八年以降の間写經の帳簿は、両者を最終的に管轄する写疏所で作成された布施申請解案はよく残っているもの

の、各堂で作成された個々の帳簿の残りは一般的によくはないようである。従って、東堂分担分の帳簿の残りがよく西堂分担分の帳簿の残りがよくないことをもって、南堂・北堂の地位が東堂・西堂に移転してから逆転したと考えるのは早計であらう。同じく西堂で書写されたのにもかかわらず、後写に関する帳簿の残りのよさはこの後も何等変化はないのである。

それでは堂の移転はいったい何を目的としたものであったか。私はそれは写疏所を含めて三箇所の堂が存在するという肥大化した写經機構の管理機能の強化にいったいと思うのである。各堂に事務管理の書記として案主を置きはするものの、写疏所が一括して金光明寺写經所全体を管理する言わば集中管理方式への一層の転換が図られたのではあるまいか。それは、天平一八年一〇月に始まった大部の間写經、二〇部六十花嚴經の書写において、それ以前であれば各堂の案主がそれぞれに作成していたはずの充本帳が、東西両堂一括して作成されていること（二四一四二五～四四二）に端的に現われている。これは堂の移転よりも一、二カ月前に作成されたものではあるが、かかる一括管理が既に一〇月の時点で見えていることには注目すべきであらう。間写經用の造紙済みの写經用紙の納入を記録する間紙上帳が天平一八年一二月から新たに作成される（九一五一五～五三六）、また天平二〇年春季の間写經である薬師經の書写以降、間写經の充紙が堂の別なく一つの帳簿に記録されるようになるのも（三一〇四～一〇五十一〇一五五四～五五五十一〇一六五十一〇一五五六～五八八）、写疏所の間写經管理機能の強化の産物と言えよう。そしてこのような間写經の管理の写疏所への集中は、畢竟金光明

寺写経所の機構改革の一つの現われであり、さらにそれは、金光明寺写経所から造東大寺司写経所へと発展を遂げるための礎でもあったのである。

さて、反故文書の二次利用の状況を見ると、第三章で天平一八年正月から一九年一月までの間に二次利用の初見のある反故文書について見た諸特徴がそのまま充てはまるようである。ただ、一点注意すべきものに大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍があり、これは東西両堂で二次利用されている。現在までに確認されている戸籍本来の接続は、J↓D―(二行欠)↓B(1)↓B(2)、L―(二行欠)↓C、F(欠アリ)↓I、H(1)↓H(2)のみであるが、J―D間が千部法華経と後写、すなわち東堂と西堂の接続になる他は、東堂・西堂でそれぞれまとまっている。なおその他接続の確認されていない断簡はいずれも東堂で二次利用されたと考えられるものばかりである。J―D間で切り分けられて東西両堂に充てられた可能性を考えておきたい。

五

以上四章に分けて金光明寺写経所における反故文書の二次利用の状況を検討してきた。別稿⁽¹³⁾で検討した金光明寺写経所の書写機構の変遷と写経事業の盛衰をかなりよく反映していることが明らかになった。

ところで、金光明寺写経所における公文類の反故文書の二次利用は、一般に天平勝宝初年まで行なわれたと考えられている。確かに実際に帳簿類として二次利用されたのはそこまで下るのであるが、二次利用され

た下限がいつかではなく、反故文書として入った下限がいつなのかをこそ問題とすべきである。何故金光明寺写経所に公文類の反故文書が入って来なくなるかを考えることは、取りも直さずこれらの反故文書が金光明寺写経所に流入した経緯を考えることに他ならない。

最も遅く二次利用されたのは、天平九年度豊後国正税帳と思われるが(同帳C断簡。天平勝宝二年七月二十九日以降の記載を有する)、現存するものうち金光明寺写経所に最後に入ったと考えられる公文は神亀三年山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳であり、その時期は天平二〇年七月である。私はこの天平二〇年七月が、造東大寺司成立の時期と目されていることに注目したい。造東大寺司の成立に関しては、既にその内実は大仏建立の進展に伴って天平一九年の段階で整っており、一般に言われる造東大寺司の成立は、基本的には所管官司の変更に伴う名称の変更を過ぎなかったことを別稿で明らかにした⁽¹⁴⁾。ただ、本稿で検討した反故文書の二次利用の状況を勘案するとき、天平二〇年七月にもう一つ別の意義を見出だすことが可能であろう。すなわち金光明寺写経所に流入した反故文書の出所・流入経路・流入先に関して一つの見通しを得ることができるのである。以下、臆測に涉る点もあるが私見を述べてみたい。

反故文書の出所・金光明寺写経所への流入経路・流入先については、岸俊男氏⁽¹⁵⁾、及び東野治之氏⁽¹⁶⁾が総合的な見解を示しておられる。反故文書が金光明寺写経所に伝わったルートについての共通認識を整理すると次のようになる。まず戸籍については、中務省との関係が注意されており、皇后宮職が同省被管であることから、造仏所作物帳と戸籍との関連も考えられている。次に正税帳及び民部省に宛てて提出された大粮継文につ

いては、民部省との関係が重視され、また左京職符は東市司宛てであることから市との関係が考えられている。また、造仏所作物帳については、その造営の由来からして、皇后宮職との関係が注目されている。そしてこれらが金光明寺写経所に入ったルートについては、これらの官司から写経所に払い下げられたとか、市を通じて写経所が購入したとかの理解が自明となっているように見受けられる。

さて、天平二〇年七月に造東大寺司が成立し、金光明寺写経所が造東大寺司所属の写経所となって変わることはと言えば、太政官直属の機構になるという統属関係の変化である。これ以前の金光明寺写経所は、所管・被害関係は立証できないものの、その成立の由来から考えても皇后宮職と密接な関係を持っていたはずである。造東大寺司写経所の成立は光明皇后の言わば私的な機構から国家的機構への発展を意味していたと思われる。ところで、私は造東大寺司写経所が成立することによって、光明皇后との私的な関係が稀薄になったこの点に着目したい。太政官直属の機構となることによって皇后宮職との関係が稀薄になったことにこそ、公文類の反故文書が写経所に流れなくなった主要因があるのではなからうか。⁽¹⁷⁾このことは逆に、現存する大宝から天平にかけての公文類が皇后宮職を通じて金光明寺写経所に伝わったことを意味している。これらは天平一五年四月から二〇年七月までの五年四カ月の間に集中的に金光明寺写経所にもたらされたのであって、その流入ルートは官人・写経生の私的なルートの他はむしろ一律に考えた方がよいのではあるまいか。中務省に送られたと考えられる戸籍や正税帳ばかりでなく、民部省宛ての大粮継文も中務省ルートを考えてよいと思うのである。私がここで

注意したいのは中務省被管の図書寮の機能である。職員令図書寮条の図書頭の職掌に「給紙筆墨」があり、延喜図書寮式には「紙筆墨充諸司」として、紙については月料としてその枚数が記されている。この月料の紙は紙屋院で漉いた紙ではなく諸国から貢進されたものであり、また、これらの月料紙支給は中務省が管理していたと考えられている。⁽¹⁸⁾律令制下、諸国から京進されてきた公文は膨大な量に上ったはずである。一九八四年に行なわれた平城宮跡第一五五次発掘調査で京進公文の軸と考えられる木簡が二点出土しているが、これらはその一端であろう。ところでこのうちの一点「肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳」(他端も「老」字を欠く以外は同文)と木口に墨書した軸に注目したい。これらの軸の出土したS D 一六四〇は、霊龜三年以降神龜五年までの年紀のある式部省関係の木簡が出土したことが特徴であるといいい、そこから兵部省に進送された(軍防令14兵士以上条)兵士歴名帳の軸が出土したことをいかに解すべきであろうか。ここで敢えて臆測をたくましくするならば、諸国から京進された膨大な量の公文は、廃棄後各官司でその紙背を二次利用したのではあるまいか。そしてその際、延喜式段階ではあるが、月料紙支給への図書寮の関与から類推すれば、反故文書の分配に図書寮が何等かの形で関与していたのではあるまいか。現在見る大宝から天平にかけての公文類は、一旦反故として図書寮に集められ、それが同じ中務省被管の皇后宮職を通して金光明寺写経所にもたらされたものではなからうか。あるいはまた、図書寮で反故公文の漉き返しが行なわれていた可能性も全く否定し去ることはできず、そのために反故文書が図書寮に集められたとの推定も不可能ではなからう。⁽²¹⁾とまれ反故文書の流入経路として、

皇后宮職から金光明寺写経所へという直接のルートを想定してよいのはなからうか。反故文書の出所については、中務省か民部省かという二者択一の議論のみでは片付かない問題があるのである。叙上の理解に基づけば、かかる議論はむしろ二義的とさえ言い得るであろう。

私が反故文書の出所を皇后宮職と考えるのは、金光明寺写経所で二次利用された反故文書のうち、唯一その出所を確定できるのが皇后宮職だからである。それは第一章で取り上げた天平一四年一月から翌一五年一月までの年紀を持つ優婆塞貢進文である。岸俊男氏はこれらはやや事情を異にするとして別途に考察を加えるとされたが、⁽²²⁾これらが特に伝来を異にするという積極的な根拠も見当たらないので、まとめて考察するべきである。さて、これらの優婆塞貢進文が皇后宮職に宛てて提出されたものであることは、鬼頭清明氏が明らかにされた通りである。⁽²³⁾天平一五年末頃金光明寺に⁽²⁴⁾出家人試所が成立し、これ以降優婆塞貢進文は原則として皇后宮職には提出されなくなり、それが金光明寺写経所に反故文書として流れて来ることもなくなる。これ以降の日付けを持つ優婆塞貢進文のほとんどが造東大寺司政所かその前身機構で二次利用されているのはそのためで、これ以前と以降とは同じ優婆塞貢進文でも伝来のルートが全く異なるのである。鬼頭氏はあくまで仮説に過ぎないとされたが、この仮説の成立する可能性は高い。以上、鬼頭氏の研究によって、これらの優婆塞貢進文が皇后宮職から金光明寺写経所に送られたものであることが明らかになったといえよう。これらは天平一五年九月から天平一八年一月頃にかけて写疏所で二次利用されており、籍帳・税帳などの反故文書と二次利用の点では全く条件は同じなのである。この点を私は特

に重視したい。なお、造仏所作物帳も皇后宮職との関係が深く、その所管の中務省を経由したと考えるよりは、皇后宮職から直接金光明寺写経所に入ったとみる方がより自然なことは前述の通りである。

鬼頭氏が明らかにされた優婆塞貢進文の提出先の変更とそれに伴う反故文書の流れの変化は、金光明寺写経所で二次利用された反故文書の出所ばかりでなく、それが皇后宮職を出てからいかなるルートで金光明寺写経所に流入したかについても大きな示唆を与えてくれる。この点については東野治之氏の所論があり、写経所へ直接ではなく、金光明寺造物所經由と考えられている。⁽²⁵⁾金光明寺造物所の性格については別の問題があり、⁽²⁶⁾別稿で述べたのでここでは詳しくは触れないが、金光明寺造物所を金光明寺写経所の上部機構と考えることはできず、東野氏の言われる「金光明寺造物所」は厳密には「金光明寺写経所を管した造東大寺司の前身機構」と置き換えるべきである。さて、東野治之氏の所説に従えば、反故文書は造東大寺司の前身機構を通じて金光明寺写経所に流入したことになる。しかし、鬼頭清明氏が明らかにされたように、優婆塞貢進文の提出先が皇后宮職から造東大寺司の前身機構と密接な関係にある部署（出家人試所）へと変化すると、優婆塞貢進文が金光明寺写経所で二次利用されなくなるのとは時期的に符合するのであり、造東大寺司の前身機構は金光明寺写経所への反故文書の流れを抑止する役目を果たしていることが知られるのである。従って、金光明寺写経所では、反故文書の下付をその上部機構を通さずに直接（私見によれば皇后宮職に）申請したと考えざるを得ないであろう。ただ、造東大寺司の前身機構発給の文書等が金光明寺写経所に送られてそのまま伝わる例はない訣ではな

いから、まとまった反故文書としてではなく単独のものとして造東大寺司の前身機構から金光明寺写経所に反故文書が伝わった可能性までも否定するものではない。

以上、臆測に涉る部分もあるが、金光明寺写経所で二次利用された反故文書の多くは、各官司↓図書寮↓皇后宮職↓金光明寺写経所の写疏所↓各堂という経路をたどって案主のもとにもたらされたという試案を提示しておきたい。一般に、金光明寺写経所で二次利用された公文類は、恭仁遷部に伴って廃棄されたものが一括して写経所に払い下げられたと言われている。恭仁遷部に伴う一括廃棄という事情は一つの契機ではあろうが、かかる反故文書の利用をもう少し一般化してみる必要があるのではなからうか。金光明寺写経所に一括して入ったとされる公文類も、その二次利用の状況から判断すると、必要に応じて少しずつ下付を申請したとみる方がよいのではなからうか。なお、官人・写経生の私的なルートについて一言しておく⁽²⁷⁾と、杉本一樹氏が整理されたように、金光明寺写経所で二次利用された公文のうち、天平五年右京計帳手実、天平五年山背国愛宕郡郷里末詳計帳、天平七年山背国綴喜郡大住郷計帳の三点は、京進されたものではなく、国衙で廃棄されたものが官人や写経生の半ば私的なルートによって金光明寺写経所に入ったと見ざるを得ない。その点でこれらは、神亀元年から天平一四年に涉る近江国志何郡古市郷計帳手実・天平一二年越前国江沼郡山背郷計帳・丹波国多紀郡のものと考えられる年末詳計帳・年末詳の所謂因幡国戸籍⁽²⁸⁾・年末詳讃岐国計帳など天平宝字年間以降に二次利用された公文と同一の性格を有する訣である。

天平二〇年七月、金光明寺写経所は造東大寺司写経所として新たなスタートを切ることになった。造東大寺司写経所の成立は、写経所の内実に変化をもたらすものではなかったから、その成立以前に入った反故文書はその成立後も用尽まで二次利用されたが、写経管理の帳簿の料紙の主要部分は、それを境に皇后宮職經由で入る反故文書から造東大寺司經由で入る未使用の紙へと変化を遂げることになる。金光明寺写経所の終焉は、大量の公文類を含む反故文書の二次利用の終焉をも意味していたのである。

あとがき

本稿の試みは、籍帳・税帳の研究者には既に自明のことを敷衍して見たに過ぎないかも知れない。もし蕪雑な稿を閉じるにあたり、何か結論めいたものを付け加えることが許されるならば、それは金光明寺写経所における反故文書の二次利用の状況が写経所の写経機構を忠実に反映しているという一点に尽きるであろう。全体像の描写に思いを致す余り、多く臆測に涉りまた個々の文書の二次利用についての検討が不十分である感は禁じ得ないが、今はただ別の機会に譲らざるを得ず、ひとまず摺筆することにした。

(1) 岸俊男「籍帳備考二題」(『読史会創立五十年記念国史論集』一、

一九五九・一一)。関連部分は、のち、岸『宮都と木簡―よみがえる古代史』、一九七七・一〇、吉川弘文館、に再録。岸氏作成の

「正倉院文書戸籍表裏対照表稿」の存在も知られるが(竹内理三「正倉院戸籍調査概報」続一、『史学雑誌』六九一二、一九六〇・

二、竹内氏執筆の筑前国嶋郡川辺里戸籍の項)、公表はされていないようである。なお、税帳類については、林陸朗・鈴木靖民編『復

元天平諸国正税帳』、一九八五・三、現代思潮社、に「正倉院文書正税帳表裏対照表」が掲げられている。天平二年度大倭国正税帳E

断簡を落すなど若干の不備はあるがまとまったものとしては公表されている唯一のものであり、是非参照されたい。

(2) 造仏所作物帳に関しては、福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」(『東洋美術』一七、一九三三・四。のち、福山『日本建築史の研究』、一九四三・一〇、桑名文星堂、に改訂の上再録)

参照。但し、福山氏は上・中・下の三巻全部が金光明寺写経所で二次利用されたと考えられたが、別表1A3に示したように、福山氏の復原は若干訂正を要し、現存する断簡はいずれも中巻の一部であったと考えられる。以下、福山氏の復原案と私の復原案の相違点及び私案の根拠を挙げておく。

福山氏の復原と私案の基本的な相違点は、福山氏が造仏所作物帳

上巻とされた最初の七つの断簡を中巻の末尾に近い部分と考えたこと、及び福山氏が「上巻には勿論のこと、中巻にも持って行けない」として下巻の一部とされた断簡を中巻の現存断簡中最も前に位置する部分と考えたこと、以上二点に尽きる。

まず、第一の点について。福山氏の復原の第一断簡(大日本古文书一―五六六―五六七。なお、断簡番号は以下特に断わらない限り便宜的に福山氏の復原順で示す)には主として雑用銭の記載があるが、私はその前に残る一行「和炭四千四百六斛」に注目したい。これは第九断簡(二四―二四―二九)に見える和炭の総支出額(二四―二六、九行目)に等しい(この部分を含めて大字で書かれた部分は、福山氏の言われるように一巻の冒頭部分であり、支出総額を記す部分に他ならない。それは全部で二二〇項目あったことが、二四―二八の七行目の記載「右件一百廿種所用如左」から確認できる)。福山氏は、「旁例に徴するに最初の部分には受けた銭、受けた物、不用又は余分の物を売って得た銭のそれぞれの合計と内訳とを記してあった筈」だとされ、この一行を売物の最後の行と考えられた。しかし、売物ならば記載のあつてしかるべき売価が記されておらず、また書き出しの高さから考えても、これは支出小計の末尾部分と考えるべきではなからうか(造仏所作物帳中巻は、冒頭にまず支出総計を記し、ついでその内訳を作物ごとに挙げる構成であったが、一定のまとまりごとに支出小計を詳記していることは、福山氏が既に指摘されている通りである)。現存断簡で和炭が支出項目として見えるのは「銅鉄工所以下料」として小計の記されるひとまとまりの

部分のみであり（第三五断簡、一一五六七～五七二）、従って現存する限りでは総計は四千四百六斛には遙かに満たないが、和炭は鍛冶に用いる炭であるから「銅鉄工所以下料」の部分にこの他にも大量の和炭の支出があったとしても不思議はない。従って、第一断簡冒頭の和炭の記載一行は、「銅鉄工所以下料」の小計の末尾と考えられよう。「銅鉄工所以下料」の部分で、内訳として見えながら小計として見えないのは和炭以外では破砥・青砥・炭のみであるから、第三五断簡と第一断簡とは若干の欠落を挟んで続くのみである。

その際、第一断簡以下の「雑用銭」の記載の性格をどう考えるかが問題となろうが、「銅鉄工所以下料」の小計部分に銭が見えていることから判断すれば、冒頭の支出総計一二〇種の中に銭が含まれていたことは明らかであり、従って、「雑用銭」の項は銭の支出の内訳として書かれたものと断定できよう。

「雑用銭」に続く第五～七断簡を福山氏は受けた物と買物との合計と考えられたが、ここに見えるのは食料のみであり、しかも大半の項目が支出総計（第九断簡、二四～二四～二九）と合致している。福山氏の推定は根拠に乏しく、ここはこれらのものの食料としての支出内訳の項と見るべきである（食料以外にも用途を持つものとしては、塩・胡麻油などがある）。この時注意されるのが、第三六断簡（一一五五～五五二）・第三七断簡（七一三五～三七七）が食米の支出内訳であることであり、また造仏所作物帳中巻末の第三八断簡（一一五五～五五三）に見える薪・炭・繩・調布・商布・砥が食料調理に関する項目であることである（この点は福山氏が既に指

摘しておられる）。銭の支出に続いて中巻末尾の部分には食料支出及びそれに関連する項目の内訳が記されていたのであり、食料では糧米の項が最初にあったと見られるから、第三六・三七断簡の次に第五～七断簡が位置していたものと考えてよからう。

以上、福山氏が上巻の断片と考えられた第一～七断簡はいずれも中巻の記載である可能性が強いのである。

次に、第二の点について、福山氏は第三九断簡（二四～四一）は大字で書かれているから或る巻の冒頭の一部とした上で、そこに見える鋪と鏡は制作品であるから、原料のみを併記した中巻冒頭には持つていけない考えられ、これを下巻冒頭の一部と推測されたのであった。しかし、銭さえも支出項目一二〇種の中に含まれているのであり、そして何よりも鋪自体が小計部分に見えていること（第一四断簡、二四～三四～三五）は、鋪が支出項目一二〇種に含まれていたことを示し、第三九断簡のみを別の巻に置く必然性はない。支出項目一二〇種は、必ずしも原料のみとは限定できないのである。従って、第三九断簡も中巻冒頭の支出項目一二〇種の総計部分の一部と考えてよい。その位置は、小計部分の排列が大筋において総計部分のそれに則っていることから考えて、第八断簡の前、すなわち現存断簡中では冒頭が最も妥当であろう。

以上の考察から、天平一五年から一六年にかけて金光明寺写経所で二次利用された造仏所作物帳は、中巻の一卷のみであったとみてよいであろう。翻えって考えてみると、上中下三巻がまとめて金光明寺写経所に入ったと考える必然性はどこにもないのであるし、わ

ずかの断簡のみを別の巻と考えるよりはむしろ中巻のみが金光明寺写経所に入って二次利用されたとみる方が、反故文書の二次利用としては自然であろう。

ここで復原私案による造仏所作物帳中巻の構成をまとめておく。次のようになる。

支出総計(一二〇種)……………私案1~3断簡
支出内訳

- A 写経……………私案3・4断簡
- B 大小堂幡……………私案5~7断簡
- C 灌頂四具……………私案7~9断簡
- D 幢頭居鳳形等……………私案9断簡
- E 経蔵料……………私案10~18断簡
- F 高座等……………私案18~21断簡
- G 玉・瓷鉢・瓷油坏等……………私案22断簡
- H 白銅鉢以下料……………私案23~26断簡
- I 銅鉄工所以下料……………私案26~31断簡
- J 雑用钱……………私案31~34断簡
- K 食料等……………私案35~40断簡

A~K(記号は便宜付す。また内容の一部は推定による)はそれぞれまとまりをなしており、各々末尾に小計部分がある。本文書については、料紙の使用法による復原も可能であり、煩雑になるので一は掲げないが、最低全部で三五紙程度よりなる巻物だったことが知られる。中巻は莊嚴具に関する支出報告としてその性格を整理で

きようが、現存しない上巻や下巻には建築物や仏像に関する記載があったものと推測されよう。

なお、一次文書の復原には二次文書の利用状況も格好の材料を提供してくれる。その点で注目されるのは、造仏所作物帳の復原を行なって一次文書を整理してみると、二次文書の面で同種の帳簿が隣接しており、かなりまとまりを持った二次利用の状況が浮かび上がって来ることである。すなわち、造仏所作物帳中巻は、かなり大きめに切り分けられて各帳簿に二次利用されたことが明らかになる。かかる観点からすれば、私の復原にもなお疑問の残る点があるが、一応このまま提示しておくことにしたい(例えば、第二一・一五両断簡は、ともに常疏紙充帳として二次利用されていて、その状況から第一二断簡↓第一五断簡の連続を想定できるが、両断簡はB大小堂幡ともE経蔵料とも解釈でき、第一二断簡については福山氏の指摘がある。位置を確定できないので、通説のまま掲げ後考を俟つ)。

(3) 正倉院文書に残る優婆塞貢進文については、鬼頭清明氏が既に史料的にも詳しく検討を加えておられるので参照されたい(鬼頭「天平期における優婆塞貢進の社会的背景」『続日本古代史論集』中一九七二・七、吉川弘文館、所収。のち、鬼頭『日本古代都市論序説』、一九七七・九、法政大学出版社、に再録)。

(4) 以下の金光明寺写経所における写経事業についての本稿の叙述は、拙稿「金光明寺写経所の写経機構」(投稿中)における考察に基づくものである。合わせて参照されたい。

(5) 鬼頭清明、註(3)前掲論文。

(6) 二次文書の「経師等進紙進銭注文」(二四―一二二)は、七月二八日とのみあつて年を欠き、大日本古文書は天平一一年に類収するが、辛国人成と阿刀酒主が案主であつたのは天平一六・一七兩年であり、さらに天平一七年以降見えない雀部嶋足を含むことから考えて、天平一六年のものとしてよからう。

(7) 栄原永遠男「難波之時御願大般若経について」(『大阪の歴史』一六、一九八五・九)参照。

(8) 現在天平二年度越前国正税帳としてまとめられている断簡群は、北堂・写疏所で二次利用された一部と南堂で二次利用されたもう一部とに分けて考えるべきである。

天平二年度越前国正税帳に同文のものが二断簡存することは、既に早川庄八氏によつて指摘されているが(早川「正税帳覚書」『続日本紀研究』五一三、一九五八・三)、今その同文のものの二次利用の状況を検すると、大日本古文書に収録されている方の一断簡すなわちB(1)断簡は間写八十花叡経の布施申請解案として二次利用されており、これは南北両堂での間写経の分担書写を統括する機構である写疏所で作成されたものである。一方大日本古文書未収録の一断簡(G断簡とする)は、間写六巻抄の南堂書写分の充紙帳であり、南堂で二次利用されているのである。そこで他の断簡についても二次利用された場を見ると、C断簡が先写の手実帳に貼り継がれていて南堂で二次利用されたことが知られよう。早川氏は『寧楽遺文』がF断簡を収録しなかつたことに関連して、F断簡のみが天平一八年から二〇年までの日付けのある常疏の充紙帳に二次利用さ

れていて、他が天平一八年のものである点から、F断簡は他年度の疑いもあると述べた上で、大日本古文書未収の断簡が天平一九年から二〇年までの日付けのある充紙帳として二次利用されていることからその可能性を否定されたが、二次利用を考える上で問題とすべきは、その最初の二次利用の時期であつて、いつまで二次利用されたかではない。二次利用の点から考えるとF断簡が他年度である疑いは全くないのである。それよりも重要なのは二次利用された場であつて、この観点から見ると、C断簡及び大日本古文書未収のG断簡の二つの断簡が元來他とは別個の巻物であつたことが知られよう。

もっともこれだけからは、この二断簡のみが別の巻物であつたとまでは立証できない。他の断簡もこちらに含まれていた可能性は残る訣である。しかしこの疑問は次のことから解消されよう。すなわちこの天平二年度越前国正税帳については、石上英一氏によつて料紙の使用法による復原が試みられていて(「料紙の使用法による天平二年度越前国正税帳の復原」『東京大学史料編纂所報』一八、一九八四・三)、ここでは第七紙(ⅡC断簡)と第八紙(ⅡD断簡第一紙)の接続に大きな問題があるとされている。坂井郡の部分の行数が五十二行ノ五十行となつてしまい首部の最大推定行数の四十八行よりも多くなつてしまふというのである。この点の解決方法として五つの場合が挙げられ、最終的には二本に分けて考える説、切り縮めがあつたとの説の二つが候補として残されているが、私は二本に分けて考えるのが妥当と思う。石上氏は、二本に分けて考える場合、第一紙(ⅡF断簡)より第七紙(ⅡC断簡)までと第八紙

(ⅡD断簡第一紙)から第一一紙までの二本と考えられたが、問題なのは結局第七紙であって、これのみ別本と考えても前後の行数に大きな問題は生じない(足羽・大野・坂井三郡で一―一―一―五行で若干多い程度)。この第七紙こそが先程来問題としているC断簡なのであるから、この用紙の使用法による復原結果はC断簡と大日本古文書未収のG断簡の二断簡のみが別本であることの裏付けとなる。

以上大変複雑な論証になったが、現在天平二年度越前国正税帳としてまとめられているものは、もともとは二部からなっていたもので、南堂で二次利用された方の一部は恐らく他の経堂では二次利用されていないのである。本稿では、写疏所・北堂で二次利用された方をA帳、南堂で二次利用された方をB帳と称し、両者を区別した。

(9) 天平一七年の大粮継文については以下の諸論考参照。

土田直鎮「正倉院文書正集第三巻について」(『律令国家と貴族社会』一九六九・六、吉川弘文館、所収)

山田英雄「天平一七年の文書をめぐって」(『日本歴史』三四一、一九七六・一〇)

榎木謙周「天平一七年大粮申請文書についての覚書」(『古代文化』三二一―一、一九八〇・一)

(10) 註(4)前掲拙稿の註(73)参照。

(11) 註(4)前掲拙稿。

(12) 竹内理三「正倉院戸籍調査概報」正、統一(『史学雑誌』六八一―三、六九一―二、一九五九・三、一九六〇・二)。

(13) 註(4)前掲拙稿。

(14) 拙稿「造東大寺司の誕生―その前身機構の考察を中心に」(『統日本紀研究』投稿中)。

(15) 岸俊男、註(1)前掲論文。

(16) 東野治之「金光明寺写経所における反故文書の利用について」

(東野『正倉院文書と木簡の研究』一九七七・九、稿書房、所収)。

(17) 杉本一樹氏は天平末年から天平勝宝初年頃を境に公文類の二次利用がほとんど見られなくなることについて、恭仁遷都による文書の大量廃棄・写経所における紙の不足という従来言われる二点とは別に、写経所自身の主体的側面にも注目すべきであるとし、他処から大量の公文類―反故の支給に依存していた段階から、写経所が独自性をもって調達する部分が次第に比重を増していく段階への移行を想定され、その時期を天平末から天平勝宝初年に置き、その理由を造東大寺司の成立・機構の整備に求められた。(杉本「『計帳歴名』の京進について」『奈良古代史論集』一、一九八五・五)

これは、従来の想定に新たな見地を開く見解と言えよう。ただ、官人・写経生の半ば私的なルートによる流入はけっして天平勝宝年間より後のみに見られる訣ではなく、かかるルートは他処から大量の反故文書がもたらされるか否かに拘らず、恒常的にあったとみるべきではなからうか。従って、天平末年以降公文類の二次利用がほとんど見られなくなったのは、少なくとも当初は写経所自身の主体的要因よりはむしろ造東大寺司被管となり皇后宮職との関係が稀薄になったという外的要因の比重の方が大きいのではないだろうか。

- (18) 仲洋子(白石ひろ子)「写経用紙の入手経路について」(『史論』三三、一九八〇・三)、及び白石ひろ子「『写経用紙の入手経路について』補論」(『史論』三八、一九八五・三)参照。
- (19) (20) 奈良国立文化財研究所『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』、一九八五・六。
- (21) 図書寮所管の紙漉き所における紙の生産は大宝令制下で既に行なわれていたと推測されている(白石ひろ子、註(18)前掲論文)。
- (22) 岸俊男、註(1)前掲論文。
- (23) 鬼頭清明、註(3)前掲論文。
- (24) 出家人試所の成立については、堀池春峰「優婆塞貢進と出家人試所」(『日本歴史』一一四、一九五七・一二)のち、堀池『南都仏教史の研究』上 東大寺篇、一九八〇・九、法蔵館、に再録)参照。
- (25) 東野治之、註(16)前掲論文。
- (26) 註(14)前掲拙稿。
- (27) 杉本一樹、註(17)前掲論文。
- (28) 所謂因幡国戸籍については、これを京進されたものとみる樋口知志氏の見解も注意されねばならない(樋口「所謂『因幡国戸籍』について」『歴史』六五、一九八五・一二)。

(東京大学大学院人文科学研究科博士課程)

別表凡例

〔別表1〕 金光明寺写経所関係反故文書表裏対照表稿

金光明寺写経所で二次利用された反故文書の表裏関係を示すものである。以下の7種に大別して掲げる。

- 《1》 籍帳類
- 《2》 税帳類
- 《3》 造仏所作物帳中巻
- 《4》 天平7年左京職公文
- 《5》 優婆塞貢進文
- 《6》 大粮雜文
- 《7》 所謂「官人考試帳」

各々掲載様式は若干異なるが、全体を通じた約束事として、以下の点に注意されたい。

- 1, 断簡記号：従来通り大日本古文書の排列順序・断簡符合によってアルファベット順に名付ける。但し、大日本古文書が一断簡として扱っていても、正倉院文書としては複数に分割すべきもの（写経所において切断され別個に二次利用されたものを、正集や続修の整理時に一次文書に着目して復原したものとくつき合わせ）、あるいは大日本古文書が接続を復原して収録したものなどは、(1)(2)の如く表示する。
- 2, 大日本古文書所載箇所：巻数一頁の如く表示する（ex. 1-23L4-56L7 は、第1巻23頁4行から56頁7行に収録されていることを示す）。
- 3, 正倉院文書の巻名・番号：東京大学史料編纂所編纂『正倉院文書目録』（1987年3月より刊行の予定）による。巻名は以下の如く略記する。
正集=正 続修=続 続修後集=続後 続修別集=続別 続々修=続々
なお、正倉院宝庫外に流出したものについては、国立歴史民俗博物館編集『正倉院文書展』（1985.10）（以下、歴博図録と略称）の番号による。
- 4, 写真番号：マイクロフィルムよりの写真焼付版に付された番号を掲げる。
- 5, 写経事業名：その文書がいかなる写経事業において用いられたかを示す（推定を含む）。なお、五月一日経はこの時期既に疏の段階に入っており一般に常疏と呼ばれているが、間写と対比する意味で常写の語で統一した。また、大部の間写については具体的な経巻名をも示した。一部、常写=常、間写=間と略記したことがある。
- 6, 帳簿名：必ずしもその帳簿自体が称する名称によらず、機能によって表示した場合もある。基本的な帳簿としては、充本帳（経師への本経の充て行ない）・納紙帳（写経所への写経用紙の納入、及び造紙のためのその装漕への充て行ない。後者は 上紙帳に記されることもある）・上紙帳（装漕からの造紙済みの紙の写経所への納入）・充紙帳（経師への写経用紙の充て行ない）・筆墨申請解案（筆墨の下付の申請、及びその請文の控えとしての機能も。筆帳と後一切経雑案は筆墨申請解案を貼り継いだもの）・筆墨納帳（写経所への筆墨の納入）・筆墨充帳（経師への筆墨の充て行ない）・校帳（写経の校正）・充装漕帳（装丁のための校生済みの写経の装漕への充て行ない）・手実帳（写経生からの写経行事の申告を貼り継いだもの、あるいはそれを整理したもの）・布施申請解案（布施の下付の申請及びそのチェック）などがある。これらの機能は必ずしも独立したものではなく相互に重なる場合もあり、また時期による機能の変遷も見られる。
- 7, 日附：文書・二次利用された日附。継続して記載された場合は最も早い日附を示した上で、日附の後に一の記号を付す。なお、帳簿としての性格上そこに記された日附と二次利用開始日が異なる場合もある。
- 8, 署名者：文書・帳簿作成の責任者あるいはそこに記された出納の責任者として見える人物。多くは案主である。
- 9, 断簡の排列：《1》《2》《3》《6》《7》については一次文書の排列によって断簡を排列した。《4》は日附順、《5》は二次利用の順によった。一次文書の排列は現在までの成果を踏まえた上で、若干私見を加えた部分もある。但し、直接接続するか欠があるかの区別は表示できなかった。あくまで排列の順序を示すものと解されたい。《4》大粮雜文の排列は天津透氏の東京大学大学院における皆川完一先生の演習「古代古文书学演習」での1986年度の報告によっている。なお《1》《2》に関しては接続順の推定可能な部分（欠行のある場合を含む）は断簡間を細線で、また不明な場合は太線で示した。排列不能な断簡は末尾にまとめてある。

〔別表2〕 反故文書の二次利用時期の概要

別表1に示した各反故文書の二次利用時期を月別に図示するものである。二次利用の初見をそのまま金光明寺写経所に入った時期と断定することはできない。反故文書の二次利用の状況の一つの目安として作成したものである。

別表1 金光明寺写経所関係反故文書表裏対照表稿

《 1 》 糸巻中長巻頁

1 大宝2年御野国味蜂間郡春部里戸籍

一次文書			写真 番号	二次文書				
断簡	大日古巻頁	正倉院文書		写経事業名	帳簿名	日附	署名者	大日古巻頁
E	1-15-21	正22①	1-3	先写?	筆墨充帳	天平15. 4-	————	24-307-311
A	1-1-7	統 4①	1-5	先写	筆墨充帳	天平15. 4. 1	————	8-179-183
D	1-11-15	統 4④	9-10	先写	写経注文	天平15. 8 ^ハ	————	24-213-214
			10-11	先写	告朔解案	天平15. 7. 29	辛国人成	8-228-230
			三次利用 (一次文書面)	9-10	?	筆墨充帳	天平16. 2. 6	————
B	1-7-9	統 4②	6	先写	写経校紙注文	天平15. 8 ^ハ	————	8-320-321
	三次利用 (一次文書面)			?	筆墨充帳	天平16. 2. 6	————	8-435-436
C	1-9-11	統 4③	7-8	先写	告朔解案	天平15. 9or10	————	8-317-320
	三次利用 (一次文書面)		7/前半	?	筆墨充帳?	天平15. 11	辛国人成	8-359-360
F	1-21-24	正22②	4-6	大官一切経	告朔解案	天平15. 8. 1	王国益	8-285-290

2 大宝2年御野国本眞郡栗栖大里戸籍

A(1)	1-24-27L4	正23⑨	11・12	後写	充本帳 (小乗経)	天平19-	————	3-156-158
A(2)	1-27L5-28	正23⑩	1	後写	充本帳 (小乗経)	天平19-	————	10-482-483
J	1-37-40	統 5②	4・5	後写	充本帳 (小乗経)	天平19-	————	3-158-161
			三次利用 (一次文書面)		後写 ^ハ	写経用紙注文?	天平20?	————
G	1-32-33	正23⑦	9	後写	筆帳	天平19. 8. 3	————	9-430-431
F	1-31-32	正23⑥	8	後写	筆帳	天平19. 8. 6	————	9-432-433
E	1-30-31	正23⑤	6・7	後写	筆帳 (7/面ハ)	天平19. 8. 13	————	9-436-437
H	1-33-36	統 5①	1-3	間写観世音経	充紙帳 (北堂分)	天平19. 8. 22	————	3-187-191
			三次利用 (一次文書面)		間写観世音経	充紙帳 (北堂分)	天平19. 8. 1	————
I	1-36-37	正23⑧	10	後写	筆帳	天平19. 8. 24	爪工家麻呂	9-445-446
D	1-30	正23④	5	後写	筆帳	天平19. 9. 7	爪工家麻呂	9-448-449
C	1-29	正23③	4	後写	筆帳	天平20. 4. 22	————	3-77-78
B	1-28-29	正23②	2・3	後写?	装満所染充帳	天平20. 5. 26-	————	10-274-275

3 大宝2年御野国肩縣郡肩々里戸籍

A	1-40-44	正26①	1-3	後写	布施申請解案	天平19. 7. 1	爪工家麻呂 伊福部男依	9-413-416
---	---------	------	-----	----	--------	------------	----------------	-----------

4 大宝2年御野国各牟郡中里戸籍

A	1-45-46	正26② <天地逆>	4	間写	校帳	天平15. 7-	————	24-211-212
---	---------	---------------	---	----	----	----------	------	------------

5 大宝2年御野国山方郡三井田里戸籍

A	1-48-50	正25①	1	常写 ^ハ	題疏勘定帳案	天平17. 5	————	23-157-158
C	1-52-53	正25③	4	常写 ^ハ	題疏勘定帳案	天平17. 5	————	23-161-162
B	1-50-52	正25②	2・3	常写	告朔解案	天平17. 9. 2	阿刀酒主 王国益	8-571-573
D	1-53-56	正25④	5・6	間写	充紙帳	天平17. 9. 8-	————	8-573-575

6 大宝2年御野国加毛郡半布里戸籍

A(1)	1-57-61	続 2②	4	千部法花	校帳?	天平20. 4. 24	-----	3-31
			2・3	千部法花	校帳	?	-----	3-52-55
A(2)	1-62-79	続 3	1-10	千部法花	紙筆墨充帳	天平20. 1	-----	10-176-185
B(1)	1-79-82L6	続 2③	5・6	千部法花	紙筆墨充帳	天平20. 1	-----	10-173-176
B(2)	1-82L7-83	歴博図録	3	千部法花	紙筆墨充帳	天平20. 1	-----	24-472
C	1-83-92	正24①	1-6	千部法花	紙筆墨充帳	天平20. 1	-----	10-66-74
D	1-92-96	正24②	7	千部法花	紙筆墨充帳	天平20. 1	-----	10-65-66
			8・9	千部法花	料紙從装満所納帳	天平20. 1	-----	3-27-30

7 御野国郡里未詳戸籍 (註参照)

I	1-96	続々32-5⑩	19	後写	筆帳	天平19. 7. 20	-----	9-423-424
II	1-46-47	正26③	5	後写	本経注文	天平19. 7. 11	-----	9-422-423
III(1)	1-47-48L3	正26④(1)	6	後写	筆帳	天平19. 10?	-----	9-449-450
III(2)	1-48L3-L9	正26④(2)	7	?	装満等刃刀子注文	天平19?	-----	24-443
IV	未収	続々23-5⑬	45	間写20部六十花藏経	充紙帳 (東堂分)	天平20. 4-	-----	24-221

8 大宝2年筑前国嶋郡川辺里戸籍

C	1-109-111	正38③	9	間写20部六十花藏経	校帳 (東堂分)	天平20?	-----	24-454-456
L	1-136-137	続 6③	4	千部法花	紙充帳	天平20. 4	-----	9-618
J	1-129-134	続 6①	1・2	千部法花	校帳	天平20. 2. 24	-----	9-620-623
D	1-111-112	正38④	10	後写	筆帳	天平20. 4. 19	-----	3-77
B(1)	1-101-105L5	正38②(1)	4・5	後写	充本帳 (未題経・目錄外)	天平20-	-----	10-478-481
B(2)	1-105L6-108	正38②(2)	6-8	間写業師経	布施申請解	天平20. 4. 11	-----	3-73-75
F	1-113-115	正39①	1・2	千部法花	雑物納帳	天平21. 1. 27-	-----	10-539-540 +3-197-199
I	1-119-129	正39④	8-11	千部法花	雑物納帳	天平20. 1. 11-	-----	3-1-9
A	1-97-101	正38①	2・3	千部法花	布施申請解案	天平20. 5?. 6	丸部嶋守 阿刀酒主	3-70-73
E	1-112-113	正38⑤	11・12	間写20部六十花藏経	手実帳 (東堂分)	天平20. 3. 29	-----	3-63-64
G	1-115-116	正39②	3・4	間写20部六十花藏経	充紙帳 (東堂分)	天平20. 3-	-----	24-220
H(1)	1-116-117L5	正39③(1)	5・6	後写	筆帳	天平20. 4. 30	爪工家麻呂	3-81
H(2)	1-117L6-119	正39③(2)	7	間写業師経	料物注文	天平20. 4. 11	-----	10-263-264
K	1-134-136	続 6②	3	千部法花	校帳	?	-----	9-618-620
M	1-137-138	続 6④	5	間写20部六十花藏経	充装満并榎校帳 (東堂分)	天平19. 12. 8-	-----	9-617-618
N	1-138-139	続 6⑤	6	間写20部六十花藏経	充紙帳 (東堂分)	?	-----	25-259-260
O	1-139-142	歴博図録	1	千部法花	校帳	?	-----	24-528-530

9 大宝2年豊前国上三毛郡塔里戸籍

A	1-142-148	正41①	1・2	間写	充装満帳(2/面六)	天平19	-----	9-256-257
B	1-148-153	正41②	3・4	常写	経疏検定帳	天平19. 6. 4	-----	9-382-385
C	1-153-154	正41③	5	常写	校生勘出	天平19. 7. 6	-----	2-672-673
D	1-154	正41④	6	間写	間本納返帳	天平19. 8. 5?	-----	9-432

1 0 大宝2年豊前国上三毛郡加自久也里戸籍

A	1-155-157	正41⑤	7	常写	布施注文	天平20. 4	————	10-5-6
C	1-196-197	続 8④	5	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平20. 4. 3 天平20. 4. 5	————	3-69 10-261
B	1-157-162	正41⑥	8-9	常写	布施注文	天平20. 4	————	10-1-5
D	1-202	続 8⑩ <天地逆>	11	常写	布施文帳	天平20?	————	12-198-199
E	1-203-204	続 8⑫	14	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平20. 4. 5	他田水主 志斐(麻呂)	未収
						天平20. 5. 11	他田水主 志斐(麻呂)	3-82

1 1 大宝2年豊前国仲津郡丁里戸籍

A	1-163-172	正40①	1-5	常写	写了律論疏章集伝等帳	天平勝宝初年?	————	24-249-255
M	1-197	続 8⑤	6	間写六卷抄	校帳	天平19?	————	9-337
V(1)	1-208L3-L10	続々35-6 ③④	71-72	常写	充紙帳	天平20	————	9-42L1-L5
V(2)	1-209L1-L7	続々35-6 ②⑤	69	常写	充紙帳	天平20	————	9-41 L9-L12
N	1-197-199	続 8⑥	7	常写	筆墨充帳	天平20. 4-	————	3-153
U	1-206-208	続 8④	15	私願経	私写疏本紙等充帳?	天平20	————	3-191-193
J	1-194	続 8②	3	私願経	私写疏本紙等充帳	天平20. 2-?	————	24-472-473
B	1-172-180	正40②	6-9	後写	装瀧所染充帳	天平19. 8. 14-	————	9-438-444
H(1)	1-189-191L1	続 7④	7-8	間写	紙未返上経師歴名	天平19?	————	24-458
H(2)	1-191L2-192	続 8③	9	常写	律論疏集伝等本收納并返送帳	天平20. 2-	他田水主 志斐(麻呂)	3-161-163
Y	1-214(小杉本)	所在不明			不 明			
C	1-180-182	続 7①	1-2	常写	筆墨充帳	天平感宝1. 6. 15	————	3-260
						天平20. 2-	————	3-152
D	1-182-183	続 7②	3-4	常写	経疏勘定帳	?	————	23-164
P	1-200-201	続 8⑨	10	常写	題疏勘定帳	?	————	23-162-163
F	1-185-187	続 7⑤	9	間写	充紙帳	天平20. 1. 24-	————	3-32-34
W	1-209-210	続々28-9③	3	間写	充装瀧帳	天平勝宝1. 8. 25	————	9-517
O	1-199-200	続 8⑦	8	常写	筆帳	天平20. 2. 6	他田水主 志斐(麻呂)	3-40-41
						天平20. 2. 8	他田水主 志斐(麻呂)	3-41
G	1-188-189	続 7⑥	10	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平20. 2. 13	他田水主 志斐(麻呂)	3-49
						天平20. 2. 16	他田水主 志斐(麻呂)	3-49-50
						(天平20. 2. 27)	(他田水主) 志斐(麻呂))	10-172
X	1-210-214	歴博図録	2	?	檢受疏目錄	?	————	24-380-381
I(1)	1-192-193L10	続 8①(1)	1	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平20. 2. 12	他田水主 志斐(麻呂)	3-48
I(2)	1-193L11-194	続 8①(2)	2	私願経	私写疏本紙等充帳	天平20. 2-?	————	24-472
E	1-183-185	続 7③	5-6	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平20. 3. 7	他田水主 阿刀(酒主)	3-60
						天平20. 3. 15	他田水主 志斐(麻呂)	3-61
						天平20. 3. 24	他田水主 志斐(麻呂)	3-62

K	1-195-196	続 8③	4	後写	筆帳	天平20. 1. 28	爪工家麻呂	3-34-35
R	1-202-203	続 8④	12	間写	未奉請注文?	?	-----	8-582
	三次利用(次文書面)			常写・間写	写一切経所課案	?		8-542
T	1-204-206	続 8⑤	14	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平20. 2. 27	他田水主 志斐(麻呂)	3-56-57
						天平20. 3. 3	他田水主 志斐(麻呂)	3-58-59

L→1 0加自久也里 C Q→加自久也里 D S→加自久也里 E

1 2 大宝2年豊後国郡里未詳戸籍

A	1-214-216	正43②	3	常写	写疏所解	天平19. 12. 11	志斐麻呂	9-624
B	1-216-217	正43③	4	間写	手実帳	天平19. 12. 9	志斐(麻呂) 爪工(家麻呂)	9-585-586
C	1-217-218	続々35-6 ②(5)	6	常写	充紙帳	天平20. 3-	-----	9-14 L12-L14

1 3 和銅元年陸奥国郡里未詳戸口損益帳

A	1-305-308	正26⑤	8	間写	布施申請解案	天平20. 4	-----	10-456-458
B	1-308	正26⑥	9	間写	布施申請解案	天平20. 4	-----	24-523-524

1 4 養老5年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍

A	1-219-221	正20①	1	常写	料紙納帳	天平17. 5. 11-	辛国人成 阿(刀)酒主	8-557-559
H	1-246-248	正21⑧	9	常写	題疏勘定帳	天平18. 3	志斐麻呂	9-140-142
B(1)	1-221-227L3	正20③	5-6	常写	題疏勘定帳	天平17. 5-	阿刀酒主 志斐(麻呂)	8-585-588
B(2)	1-227L5-234	正20②	2-4	間写	充紙帳	天平17. 5-	-----	8-560-564
J	1-251-254	正21⑩	11	常写	律論疏集伝等本收納 并返送帳	天平19. 5-	他田水主	9-365-367
C	1-234-237	正20④	7	常写・間写	写疏所解	天平17. 6. 29	辛国人成 阿刀(酒主)	8-567-569
D	1-237-240	正21⑤	6	常写	料紙納帳	天平16. 7-	-----	8-490-492
E	1-240-243	正21④	5	常写	写疏所解	天平17. 8. 1	阿刀酒主 辛国(人成)	8-569-571
F	1-243-244	正21⑥	7	常写	校帳	天平17. 8-	-----	24-311-312
G	1-244-246	正21⑦	8	常写	料紙納帳	天平17. 1-	-----	8-541-542
I	1-248-251	正21⑨	10	常写	常疏紙充装簿帳	天平17. 8-	-----	24-312-314
K(1)	1-254-255L3	続々35-5(5)	15	常写	充紙帳	天平17. 3-	-----	未収
K(2)	1-255L4-256	続々35-5(2)	27-28	常写	充紙帳	天平17. 2-	-----	未収
L(1)	1-257L1-L4	続々35-5(1)	26	常写	充紙帳	天平17. 3-	-----	未収
L(2)	1-257L5-258L1	続々35-5(2)	23	常写	充紙帳	天平17. 3-	-----	未収
L(3)	1-258L2-266L3	続々35-5(7)	17-21	常写	充紙帳	天平16. 12-	-----	未収
L(4)	1-266L4-267L2	続々35-5(1)	34-35	常写	充紙帳	天平17. 7-	-----	未収
L(5)	1-267L3-270	続々35-5(4)	13-14	常写	充紙帳	天平16. 11-	-----	未収
M(1)	1-270-281L5	続々35-5(3)	8-12	常写	充紙帳	天平16. 12-	-----	未収
M(2)	1-281L6-290	続々35-5(2)	3-7	常写	充紙帳	天平16. 12-	-----	未収
N	1-290-291	続々35-5(1)	1-2	常写	充紙帳	天平16. 12-	-----	未収

1 5 養老5年下總国倉麻郡意布郷戸籍

A(1)	1-392-294	正21②	2	間写	六巻抄充紙帳 (南堂分)	天平19. 2	-----	9-332-334
A(2)	1-295L2-296	正21①	1	間写	六巻抄充紙帳 (南堂分)	天平19. 2	-----	9-335
B	1-296-298	続 2①	1	間写	布施注文 (写疏所作成)	天平18. 12. 29	志斐麻呂 爪工家麻呂	9-320-321
C	1-298-300	続々19-8(3)	35	先写	校生手実	天平18冬季	-----	9-314-316
D	1-300L5-L7	塵芥26③	6	先写	料紙収納帳	?	-----	未収
E	1-300L8	塵芥26③	6	先写	料紙収納帳	?	-----	未収
F	1-300L10 -301L4	塵芥26④	7	先写	料紙収納帳	?	-----	未収
G	1-300L6・7	塵芥26⑤	8	先写	料紙収納帳	?	-----	未収
H	1-300L9	塵芥26⑤	8	先写	料紙収納帳	?	-----	未収
I	未収(左文字)	塵芥26⑥	6			?		

1 6 養老5年下總国鉸托郡少幡郷戸籍

A	1-302-303	正21③ <天地逆>	3・4	常写・間写	経師等進紙進銭注文	天平16 年 . 7. 28	(辛国)人成 阿刀酒主	24-122
---	-----------	---------------	-----	-------	-----------	---------------------------	----------------	--------

1 7 神龜3年山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳

A	1-333-340	正11①	1-3	後写	筆帳	天平20. 7. 22 天平20. 7. 22 天平20. 7. 24 天平20. 8. 6 天平20. 8. 13 天平20. 8. 19 天平20. 8. 28 天平20. 9. 2 天平20. 9. 10 天平20. 9. 18 ?	伊福部(男依) 伊福部(男依) ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	3-107 3-107 3-108 3-109 10-335 3-110-111 3-114 3-115 3-115-116 3-116 10-379-380
E	1-380	正12④	12	間写	手実帳	天平20. 7	-----	24-517
B	1-340-345	正11②	4-6	間写百部最勝 王経	充本并校生注文	天平20. 6	-----	未収(書陵 部紀要29)
C	1-345-348	正11③	7-8	間写百部最勝 王経	布施申請解案	天平20. 10. 7	-----	3-118 -121L11
D(1)	1-348-349L13	正11④	9	間写百部最勝 王経	布施申請解案	天平20. 10. 7	-----	3-121L11 -122
D(2)	1-350L1-352	正11⑤	10-11	間写百部最勝 王経	請筆墨帳	天平20. 6	-----	24-507-509

1 8 神龜3年山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳

A	1-353	正12①	1	間写百部最勝 王経	請筆墨帳	天平20. 7. 12	-----	24-602-603
B	1-354-357	正12②	2・3	間写百部最勝 王経	筆墨紙充帳	天平20. 7	-----	24-505L2 -507
C	1-357-380	正12③	4-11	間写百部最勝 王経	筆墨紙充帳	天平20. 7	-----	24-487 -505L3

19 天平5年右京計帳手実

A	1-481-483	正 9㉔	2	常写	充本帳	天平16	-----	24-264 L2-L9
G	1-493-494	正 9㉕	12	常写	充本帳	天平16	-----	24-263L4 -264L1
D	1-489	正 9㉖	7	常写	充本帳	天平16	-----	24-262 -263L3
E	1-489-490	正 9㉗	8・9	私願経	写疏所解	天平16. 5. 4	-----	2-351
C	1-488-489	正 9㉘	6	常写	充本帳	天平16	-----	24-264-265
B	1-483-488	正 9㉙	3-5	常写	充紙帳	天平16	-----	8-403-406
L	1-501	正 9㉚	18	常写	充紙帳	天平16	-----	24-220
F	1-490-493	正 9㉛	10・11	私願経	五十部法華経 写畢巻数勘定帳	天平15. 10	-----	24-239
H	1-494-495	正 9㉜	13	私願経	五十部法華経 写畢巻数勘定帳	天平15. 10	-----	24-238-239
M	24-16	角田文衛氏旧蔵	?		写経用紙充受文	天平15	-----	8-358-359
J	1-497-500	正 9㉝	15・16	間写	写疏所解	天平15. 10. 8	-----	2-341-343
K	1-500-501	正 9㉞	17	私願経	五十部法華経手実	天平15. 11. 16	-----	2-361 L1-L4
I	1-495-497	正 9㉟	14	常写	以受筆墨写紙并更請 帳	天平19. 3. 27 天平19. 4. 27	----- -----	2-666 2-669

20 天平5年右京戸口損益帳

A	1-502-503	続々19-7㉠	14	常写	手実	天平18. 3. 24	-----	9-149-150
B	1-503-504	続々19-7㉡	22	常写	手実	天平18. 3. 2	-----	9-154-156

21 天平5年山背国愛宕郡郷里未詳計帳

H	1-542-543	続々35-5㉢	22	常写	充紙帳	?	-----	未収
I	1-543-544	続々28-8㉠	1	常写	料紙収并充装瀧帳	天平18. 2. 12	-----	9-69-70
F	538-541	続12㉔	3・4	常写	常疏紙充装瀧等帳	天平18 [㉠]	-----	9-258-260
K	1-546-549	歴博図録	4(2)	常写	充装瀧等帳	天平18	-----	未収
A	1-505-511	続10㉠	1-3	常写	校帳	天平18. 2-	-----	9-202-206
B	1-511	続10㉔(1)	4	後写	一切経納紙注文	天平19	-----	9-214
C	1-511-519	続10㉔(2)	5-7	後写	紙納帳	天平18. 1-	-----	9-8-12
D	1-519-524	続12㉠	1・2	常写	筆墨充帳	天平18. 2-	-----	9-51-54
E	1-524-528	続11	1-6	先写	筆墨充帳	天平18-	-----	9-56-64
J	1-544-546L8	歴博図録	4(1)	先写	筆墨納并充帳	天平18. 1-	-----	2-359
G	1-541-542	続々35-5㉣	29	常写	充紙帳	?	-----	未収

22 天平7年山背国綴喜郡大住郷計帳(準人計帳)

A(1)	1-641-646L3	続13㉠	1・2	間写仁王経	充紙帳(南堂分)	天平18. 2. 23	-----	9-71-74
A(2)	1-646L4-L7	続13㉔(1)	3	先写	充筆墨帳	天平18. 2	-----	9-56L1-L4
A(3)	1-646L8-648	続13㉔(2)	4	先写	充筆墨帳	天平18. 2	-----	9-54-55
B	1-648-651	続13㉔	5-7	間写	布施申請解案	天平18. 3. 24	阿刀酒主 伊福部男依 志斐(麻呂)	9-134-136

23 天平12年以前阿波国計帳

A(1)	1-549-550L2	正37㉔(1)	12	常写	手実帳	天平19. 2	-----	2-578 L9-L11
A(2)	1-550L3-L10	正37㉔(2)	13	常写	手実帳	天平19. 2. 1	-----	2-578 L3-L8

(註) 7御野国郡里未詳戸籍の断簡記号は大平聡氏による(大平聡「御野国戸籍の史料的検討——写経所文書からの考察」、『史学雑誌』94-10, 1985. 10)。なお、大平氏は、未詳I・未詳IVを栗栖太里、未詳II・未詳III(1)・未詳III(2)を肩々里と推定しているが、皆川完一氏のご教示によると、I・II・III(1)・III(2)は紙の高さが栗栖太里・肩々里の各戸籍の標準とそれぞれほぼ合致するが、IVは紙の高さが28.7cmで、28.2-4cmの栗栖太里戸籍とするには疑問があり、むしろ平布里戸籍に近いという。

《 2 》 糸坑市長委員

1 神龜6年度志摩国輪漚帳

一次文書		正倉院文書	写真番号	二次書				大日古巻頁
断簡	大日古巻頁			写経事業名	帳簿名	日附	署名者	
A(1)	1-385-386L1	正15③(1)	4	先写・後写 (写疏所作成)	雑物収納帳	天平18. 1. 30	————	2-491L6-492
A(2)	1-386L1-L4	正15③(2)	5	先写・後写 (写疏所作成)	雑物収納帳	天平18. 1. 30	————	2-491L4-L5

2 天平2年度大倭国正税帳

A	1-396	正10②	3	後写	経師手実帳	天平18. 12	————	9-279
B	1-396-397	正10①	1-2	後写	筆帳	天平19. 2. 6	阿刀(酒主)	2-663-664
C	1-397-399	正10③	4-6	後写	上紙帳	天平18. 6. 2-	————	9-210-213
D	1-399-401	正10④	7	後写	充本帳(大乘経)	天平18. 1-	————	10-474-476
E	1-401-413	正10⑤	8-16	後写	充本帳(大乘経)	天平18. 1-	————	10-458-474

3 天平2年度伊賀国正税帳

A	1-427-428	正15①	1	後写	筆帳	天平18. 12. 2	————	2-554
B	1-428	正15②	2-3	後写	筆帳	天平18. 11. 21	爪工家麻呂	2-553

4 天平2年度尾張国正税帳

A	1-413-414	正15④	6-7	先写	写経目錄	天平18. 12. 8	丸部嶋守	2-555-556
B	1-414-417	慶芥 7	1-3	先写	装漚布施充帳	天平18. 09. 27	阿刀酒主	24-381-384

5 天平2年度安房国義倉帳

A(1)	1-424L1-L9	正19③(1)	13	常写	料紙納帳	天平20. 2. 23-	————	3-153-154
A(2)	1-424L10-L11	正19③(2)	14	常写	料紙納帳	天平20. 2. 23-	————	3-153L7

6 天平2年度越前国正税帳

<A帳>

F	1-439	続々35-6 ②(4)	23	常写	充紙帳	天平18. 9-	————	9-211L7-L8
A	1-428-429	正27②	2	後写	筆帳	天平18. 10. 29	————	2-552
B(1)	1-429-432L12	正27③(1)	3-4	間写八十花藏 経	布施申請解案	天平18. 10. 1	阿刀酒主 伊藤部男依 志斐麻呂	2-533-535
B(2)	1-432L13-433	正27③(2)	5	後写	筆帳	天平18. 10. 2	————	2-542-543
D	1-434-438	正27④	6-8	後写	布施申請解案	天平18. 10. 1	爪工家麻呂	2-536-539
E(1)	1-438-439L5	正27⑤(1)	9	後写	校生手実	天平18. 09. 30	————	2-532
E(2)	1-439L6-L9	正27⑤(2)	10	後写	手実帳	天平18. 09	————	24-392

<B帳>

G	未収	正27⑥	11	間写六巻抄	充紙帳(南堂分)	天平19. 2-	————	9-336
C	1-433-434	続々19-8(3)	35	先写	校生勘出 (手実帳の一部)	天平18. 12	————	9-316L5-9-317L4

7 天平2年度越前国義倉帳

A	1-425	正27①	1	間写	布施注文	天平18. 11. 14-	————	24-388-399
---	-------	------	---	----	------	---------------	------	------------

8 天平2年度隱岐国郡稻帳

A	1-389-390	正34①	1	常写	借請飛鳥寺経疏歴名	天平18. 5. 20	志斐麻呂	2-510-511
---	-----------	------	---	----	-----------	-------------	------	-----------

9 天平2年度紀伊国正税帳

A(1)	1-418-421L9	正37①(1)	1-3 (4紙)	後写	経巻出入検定帳	天平18. 11. 10	————	2-558L10-559
A(2)	1-421L10-422	正37①(2)	4	後写	経巻出入検定帳	天平18. 11. 10	————	2-557-558L10
B	1-422-423	正37②	5	後写	布施申請解案	(天平18. 10. 1)	————	2-509-510

1 0 天平4年度越前国郡稻帳

E	1-464-465	正28⑤	7	後写	充本帳 (小乗経)	天平19-	-----	10-477-478
C	1-462-463	正28③	4	後写	筆帳	天平19. 3. 6	爪工家麻呂	2-665
D	1-463	正28④	5・6	後写	充本帳 (大乘経)	天平18. 1-	-----	10-478
A	1-461	正28①	1・2	後写	装滿上紙注文	天平19?	-----	24-459
B	1-462	正28②	3	後写	筆帳	天平19. 4. 18	-----	2-668
F	1-465-469	正28⑥	8-10	後写	布施申請解案	天平18. 12	伊福部男依	2-565-569
I	1-473	正28⑨	14	後写	充本帳 (大乘経)	天平18. 1-	-----	10-481-482
G	1-469-471	正28⑦	11	後写	手実帳	天平18. 12. 16	-----	9-277-278
H(1)	1-471-472L4	正28⑧(1)	12	後写	手実帳	天平18. 12. 15	-----	9-277
H(2)	1-472L5-473	正28⑧(2) 〈天地逆〉	13	後写	手実帳	天平18. 12. 15	-----	9-276-277

1 1 天平4年度佐渡国正税帳

A	2-23-24	正28⑩	15	間写	校帳	天平16. 7. 18-	(辛国)人成 (阿刀)酒主	2-353-354
---	---------	------	----	----	----	--------------	------------------	-----------

1 2 天平4年度隠岐国正税帳

A	1-451-452	正34②	2	常写	充紙帳	天平16. 9-	-----	8-406-407
B	1-452	正34③	3	常写・間写	布施注文	天平16. 12. 18	(辛国)人成	8-514
C	1-453	正34④	4	常写・間写	布施申請解案	天平16. 12. 18	辛国人成 田辺(真人) 高屋(赤麻呂)	8-520L4-L8
D	1-453-456	正34⑤	5・6	常写・間写	布施申請解案	(天平16. 12. 18)	(辛国人成) (田辺(真人)) (高屋(赤麻呂))	8-516L5- 520L3
E	1-456-459	正34⑥	7・8	常写・間写	布施申請解案	天平16. 12. 18	辛国人成	8-520-524
F	1-459-460	正34⑦	9	常写・間写	布施申請解案	(天平16. 12. 18)	(辛国人成)	8-515- 516L4

1 3 天平4年度以前播磨国郡稻帳

A	2-150-151	正35①	1	後写	経卷出入検定帳	天平19. 4. 7	爪工家麻呂	24-407-409
B	2-151	正35② 〈天地逆〉	2	後写	手実帳	天平19. 7. 1	-----	2-672

1 4 天平6年度尾張国正税帳

A	1-607	正15⑤	8	空 (但し、B二次文書と接続)				
B	1-607-611	正15⑥	9・10	後写	布施申請解案	天平18. 4. 2	伊福部男依	9-170-174
C	1-611-613	正15⑦	11-13	後写	経卷出入検定帳	(天平18) 7. 2	-----	2-556-557
F	1-616	正15⑩	17	後写	後一切経雑案	天平18. 4. 22	爪工家麻呂 阿刀(酒主) 志斐(麻呂)	2-503-504
H	1-617-618	正15⑫	19	後写	後一切経雑案	天平18. 4. 29	爪工家(麻呂) 阿刀(酒主) 志斐(麻呂)	2-504
D	1-613-614	正15⑧	14	後写	後一切経雑案	天平18. 5. 1	爪工家(麻呂) 阿刀(酒主) 志斐(麻呂)	2-507
G	1-617	正15⑪	18	後写	後一切経雑案	天平18. 5. 9	爪工家麻呂 阿刀(酒主) 志斐(麻呂)	2-507-508
I	1-618-619	正15⑬	20	後写	後一切経雑案	天平18. 5. 13	爪工家麻呂 志斐(麻呂) 阿刀酒主	2-508-509
E	1-614-616	正15⑨	15・16	空				
J	1-619-620	正15⑭	21・22	後写	後一切経雑案	天平18. 6. 1	伊福部男依	2-513

15 天平6年度出雲国計会帳

B	1-592-598	正30㉔	4-6	間写仁王経	充紙帳(七堂分)	天平18. 2. 23-	-----	2-495-496
I	1-604L9-L11	続々35-6 ②(8)	7	常写	充紙帳	天平18. 3. 12-	-----	9-15L1-L15
J	1-605L1-L5	続々35-6 ②(4)	5	常写	充紙帳	天平19. 1. 26-	-----	9-14L5-L11
I'	1-605L5	続々35-6	8	常写	充紙帳	天平18. 4. 14	-----	9-15L5-L6
K	1-605	続々35-6 ②(3)	4	常写	充紙帳	天平18. 8. 28-	-----	9-13L13-14L5
H	1-604	続々35-6①	1	空 (②との間に白紙あり)				
L	1-605-606	続々35-6 ②(2)	3	常写	充紙帳	天平18. 2. 14-	-----	9-13L3-L13
D	1-601-602	続々35-5④	30	常写	充紙帳	天平18. 6. 5-	-----	未収
E	1-602	続々35-5(3)	16	常写	充紙帳	天平18. 1. 24-	-----	未収
G	1-604	続々35-5⑧	35	常写	充紙帳	天平18. 6. 17-	-----	未収
F	1-603	続々35-5④	24-25	常写	充紙帳	天平17. 10. 7-	-----	未収
C	1-598-601	正30③	7-8	後写	料紙収納并充装溝帳	天平18. 1. 12-	-----	2-493-494
A	1-587-592	正30①	1-3	間写難波之時 御願大般若経	布施申請解案	天平17. 12. 25	阿刀酒主 志斐(麻呂)	2-482-487

16 天平6年度周防国正税帳

A	1-623	正35⑥	9	後写	筆帳	天平18. 9. 25	-----	2-527
C	1-625	正35④	6-7	後写	筆帳	天平18. 9. 7	-----	2-528-529
B	1-624-625	正35⑤	8	後写	筆帳	天平18. 9. 2	-----	2-528
D	1-626-628	正35⑦	10-11	間写八十花 蔵経	布施申請解案	天平18. 10. 1	-----	未収(正倉 院年報2)

17 天平7年度相模国封戸租交易帳

A(1)	1-635L6	正19③(1)	6	空				
A(2)	1-635L7-637	正19③(2)	7-8	間写理趣経	布施申請解案	天平18. 10. 12	阿刀酒主 志斐麻呂	24-385-387
B	1-637-638	正19④	9	後写	手実帳	天平18. 9. 27	-----	9-275L12-276
C	1-638-639	正19⑤	10	後写	手実帳	天平18. 9. 27	-----	9-275L5-L11
D	1-639-640	正19⑥	11	後写	手実帳	天平18. 9. 26	-----	9-274-275L4
E	1-640	正19⑦	12	常写	充疏本注文?	天平18. 9. 25	志斐麻呂	24-379-380

18 天平8年度摂津国正税帳

A(1)	2-9-10L6	正14④(1)	9	常写	料紙納帳	天平18. 4. 5-	-----	24-358-359
A(2)	2-10L7-11	正14④(2)	10-11	常写	筆墨充帳	天平18. 3. 24-	-----	24-356-357

19 天平8年度以降佐渡国正税帳

A	2-21-22	正28①	16	後写	筆帳	天平18. 9. 16	爪工家麻呂	2-525-526
B	2-22-23	正28②	17	後写	筆帳	天平18. 9. 2	爪工家麻呂	2-525

20 天平8年度伊予国正税出挙帳

C	2-6-7	塵芥39③	4	先写	手実	天平18年夏季	-----	24-372L1-373L9
D	2-7-8	塵芥39④	5-6	先写	手実	天平18年夏季	-----	24-371L10-L11
A	2-5	塵芥39①	1-2	先写	手実	天平18年夏季	(阿刀)酒主	24-374L2-L9
B	2-5	塵芥39②	3	先写	手実	天平18年夏季	-----	24-373L11-374L1

2 1 天平8年度薩麻国正税帳

D	2-19-20	正43㉞	13・14	後写	布施申請解案	天平18. 7. 1	爪工家麻呂 伊福部男依	9-420L6-421
A(1)	2-12-13L10	正43㉞(1)	5・6	後写	布施申請解案	天平18. 7. 1	(爪工家麻呂) (伊福部男依)	9-418L13-420L5
A(2)	2-13L11-15	正43㉞(2)	7・8	後写	布施申請解案	天平18. 7. 1	(爪工家麻呂) (伊福部男依)	9-417-418L12
B(1)	2-15-17L1	正43㉞(1)	9・10	間写兼師経	布施注文	天平18. 6. 29	—————	9-245-246
B(2)	2-17L2-L12	正43㉞(2)	11	常写	手実帳	天平18. 6. 7	—————	9-236
C	2-18-19	正43㉞	12	後写	後写一切経雑案	天平18. 6. 24	爪工家麻呂	9-189-190
E	2-20-21	続々35-6㉞	10	常写	充紙帳	天平18. 9. 7-	—————	9-16L1-L8

2 2 天平9年度河内国大稅負死亡人帳

A	24-60	歷博図録	5	常写	手実帳	天平20. 4. 10	—————	未収
---	-------	------	---	----	-----	-------------	-------	----

2 3 天平9年度和泉監正税帳

A	2-75-78	正13①	1・2	常写	以受筆墨写紙并更請帳	天平17. 6. 21-	辛国人成 阿刀酒主	2-456-457 +8-486-487
B	2-78-79	正13②	3・4	間写	間写経注文	天平17. 6. 17?	(阿刀)酒主	2-454-455
C(1)	2-79L3-L12	正13③(1)	5	常写	校帳	天平17. 5. 10-	辛国人成 阿刀酒主	2-436 +8-564-565
C(2)	2-79L12-81L10	正13③(2)	6・7	常写・間写	告朔解案	天平17. 5. 11	阿刀(酒主) 辛国人成	2-436-438
C(3)	2-81L11-83	正13③(3)	8・9	常写・間写	告朔解案	天平15. 12. 29	阿刀酒主 辛国人成	2-348-349
D	2-83-85	正13④	10	常写	校帳	天平17. 5. 3-	—————	8-565-567
E(1)	2-85-86L5	正13⑤(1)	11	常写・間写	料紙注文	天平17. 5. 11	辛国人成 阿刀酒主	2-438-439
E(2)	2-86L6-88	正13⑤(2)	12	常写・間写	手実帳	天平17. 5. 10	阿刀酒主 辛国人成	2-434-435
F	2-88-89	正14①	1・2	常写・間写	手実帳	天平17. 5. 10	辛国人成 (阿刀)酒主	8-555L3-557
G	2-90-93	正14②	3・4	常写・間写	手実帳	天平17. 5. 10	(辛国)人成 (阿刀)酒主	8-551L5-555L2
H	2-93-97	正14③	5-8	常写・間写	手実帳	天平17. 5. 10	(辛国)人成 (阿刀)酒主	8-545-551L4

2 4 天平9年度駿河国正税帳

A	2-67-68	正17①	1	常写・間写	告朔解案	天平16. 7. 25 (天平16. 12. 24)	阿刀(酒主) (辛国)人成	2-357L2-L4 L7-L11
B	2-68-69	正17②	2・3	常写・間写	告朔解案	(天平16. 7. 25)	((辛国)人成) (阿刀(酒主))	2-355-357L1
C	2-70-71	正17③	4	常写	筆墨納并用帳	天平16. 8. 12-	(辛国)人成	8-401-402
E	2-73-74	正17⑤	6	常写	充紙帳	天平15. 8. 1- (天平16年功)	—————	8-284
D	2-71-73	正17④	5	私願経功	充本帳	天平16. 10. 8	—————	2-358

2 5 天平9年度但馬国正税帳

A(1)	2-55-56L9	正29①(1)	1・2	常写・間写	布施注文	天平16. 12. 18	(辛国)人成	2-386L5-387
A(2)	2-56L10-57	正29①(2)	3	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成)	2-385L12-386L4
B(1)	2-57L3-L5	正29②(1)	4	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成)	2-385L8-L11
B(2)	2-57L6-L13	正29②(2)	5	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成)	2-385L1-L7
C	2-58-61	正29③	6-9	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成)	2-378L3-384

D	2-62	正29④	10	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成	2-376-378L2
E	2-62-63	正29⑤	11	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成	2-374-376
F	2-64-65	正29⑥	12-13	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成	2-371-374
G	2-65-66	正29⑦	14	常写・間写	布施注文	(天平16. 12. 18)	((辛国)人成	2-370-371

2.6 天平9年度長門国正税帳

A	2-32-34	正36⑤	9-11	後写	布施注文	天平20. (6. 13)	---	10-287-290
B	2-35	正36⑥	12	後写	筆帳	天平20. 5. 13	---	3-83
C	2-35-40	正36⑦	13-15	後写	布施申請解案	天平20. 4. 1	伊福部男依	3-65-69

2.7 天平9年度豊後国正税帳

A(1)	2-40-42L4	正42①(1)	1	間写	間紙檢定并使用帳	天平19. 5. 29-	*	9-378L13-380
A(2)	2-42L4-43L3	正42①(2)	2	間写	間紙檢定并使用帳	天平19. 5. 29-	*	9-377L12-378L12
A(3)	2-43L3-49L9	正42①(3)	3-6	間写	間紙檢定并使用帳	天平19. 5. 29-	*	9-370-377L11
A(4)	2-49L9-51	正42①(4)	7	後写	筆帳	天平19. 6. 2	---	9-381
D(1)	2-53-54L6	正42④(1)	10	後写 ^カ	装溝充紙帳	天平19. 6. 11	---	24-422
D(2)	2-54L6-55	正42④(2)	11-12	後写	充本帳 (小乘経)	天平19-	---	10-483-484
B	2-51-52	正42②	8	間写	充紙帳	天平感宝元 5. 30-	---	10-651-652
C	2-52-53	正42③	9	間写	間紙檢定并使用帳	天平勝宝2 7. 29-	*	3-485-486

*: 阿刀酒主 志斐麻呂 伊福部男依 他田水主

2.8 天平10年度左京職正税帳

A	2-106	正9① 〈天地逆〉	1	後写	後一切経雜案	天平18. 5. 25	爪工家麻呂	2-511
---	-------	--------------	---	----	--------	-------------	-------	-------

2.9 天平10年度駿河国正税帳

D	2-113	正17⑨	12	後写	本経注文	(天平20. 2. 4)	---	10-117
A	2-107-111	正17⑥	7-9	後写	布施申請解案	天平19. 10. 1	爪工家麻呂 伊福部男依	2-685-689
B	2-111-112	正17⑦ 〈天地逆〉	10	後写	筆帳	天平20. 2. 4	爪工家麻呂	3-36
C	2-112-113	正17⑧	11	後写	充本帳 (未題経・目錄外)	天平20-	---	10-118
E	2-113-115	正17⑩	13	後写	本経注文	天平20. 2. 4	---	10-115-117
F	2-116-117	正17⑪	14	後写	充本帳 (未題経・目錄外)	天平20-	---	10-114-115
G	2-117	正18①	1-2	後写	筆帳	天平19. 12. 9	---	2-720-721
H(1)	2-118-119L5	正18②(1)	3	間写20部六十花藏経	本経充受文(西堂分)	天平20. 2. 14-	---	3-146-147
H(2)	2-119L5-121	正18②(2)	4-5	間写薬師経	紙筆墨充帳(西堂分)	天平20. 2. 22-	---	3-143-146
I(1)	2-122-123L8	正18③	6	間写	充紙帳	天平20. 2. 18-	---	3-104-105
I(2)	2-123L8-124	正18④	7-8	間写薬師経	筆墨申請解案	天平20. 2. 24	---	3-52
J	2-125	正18⑤	9	間写薬師経	雜物納帳?(西堂分)	天平20. 2. 24	---	3-143
K	2-125-126	正18⑥	10	後写	筆帳	天平20. 2. 25	---	3-56
O	2-129-130	正18⑩	14-15	後写	筆帳	天平20. 3. 7	爪工家麻呂	3-59-60
L	2-126-127	正18⑦	11	後写	筆帳	天平20. 3. 28	---	3-63
M	2-127-128	正18⑧	12	後写	筆帳	天平20. 3. 13	---	3-61-62
N	2-128-129	正18⑨	13	間写薬師経	装溝料申請解案?	天平20. 3. 2	---	3-58

30 天平10年度周防国正税帳

A	2-130	正35㉔	12	間写20部六十花殿経	充本帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	(*)	24-431
B(1)	2-131-137L5	正35㉔	13-18	間写20部六十花殿経	充本帳(西堂分)	天平19. 10. 6-	*	24-433-442
B(2)	2-137L6-139	正36①	1-2	間写20部六十花殿経	充本帳(東堂分末尾 ~西堂分)	天平19. 10. 6-	(*)	24-431-433
C	2-139-144	正36②	3-6	間写20部六十花殿経	充本帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	(*)	24-426L7-431
D	2-144-145	正36③	7	間写20部六十花殿経	充本帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	(*)	24-426L1-L6
E	2-145-146	正36④	8	間写20部六十花殿経	充本帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	(*)	24-425L5-L12

*: 伊福部男依 阿刀(酒主) 志斐麻呂 爪工家麻呂 他田水主

31 天平10年度淡路国正税帳

B(1)	2-102L11-L14	正37④(1)	7-8	常写・間写	布施注文	天平16. 12. 18	辛国人成	2-369L12-370
B(2)	2-102L14-105L3	正37④(2)	9-10	常写・間写	布施注文	天平16. 12. 18	辛国人成	2-366-369L12
B(3)	2-105L3-L13	正37④(3)	11	常写・間写	布施注文	天平16. 12. 15	辛国人成	2-365-366
A	2-102	正37③	6	常写	充紙帳	天平16. 7. 28-	-----	24-219-220

32 天平10年度筑後国正税帳

A(1)	2-146-147L13	正43①(1)	1	先写?	写経本経納櫃帳	天平18. 12	阿刀酒主 阿刀足囃 志斐麻呂	24-390L7-391
A(2)	2-147L13-149	正43①(2)	2	先写?	写経本経納櫃帳	天平18. 12	阿刀酒主 阿刀足囃 志斐麻呂	24-389-390L6

33 天平11年度伊豆国正税帳

A	2-192-195	正19①	1-2	大官一切経	告朔解案	天平15. 10	-----	8-313-317
	三次利用 (第一紙の一次文書面)			常写・間写	写経紙充筆墨注文	天平16. 11. 18-	-----	8-434-435
B	2-195-200	正19②	3-5	大官一切経	告朔解案	天平15. 7. 29	王国益 辛国人成	8-222-227

34 天平11年度出雲国大税販給歴名帳

A	2-201-208	正31①	1-3	常写	筆墨充帳	天平15. 10. 26?-	-----	8-279-283
B(1)	2-208-209L10	正31②(1)	4	間写	充紙帳	天平16. 9. 24-	-----	8-411
B(2)	2-209L11-214	正31②(2)	5-7	間写	充紙帳	天平16. 5. 18-	-----	8-408-410
C(1)	2-214-215L11	正32①(1)	1	常写	筆墨充帳	天平19. 9. 18-	-----	24-424
C(2)	2-215L12-217L5	正32①(2)	2-3	常写・間写	筆墨進送并充用注文	天平16. 5. 29-	-----	24-265
C(3)	2-217L6-220	正32①(3)	4-5	間写	充本帳	天平16. 7-	-----	24-278-280
K	2-246	正33④	8	間写	充本帳	天平16. 5. 17-	阿刀酒主	8-466
D	2-220-222	正32②	6-7	間写	充本帳	天平16. 6-	-----	24-276-278
E	2-222-224	正32③	8	常写	手実?	天平16. 8?	-----	24-272-273
			9	常写	手実?	天平16	-----	24-290
F	2-224-231	正32④	10-13	常写	充紙帳	天平16. 2-	-----	8-411-415
H	2-239-243	鷹芥1	1-2	間写	納紙帳	天平16. 6-	辛国人成 阿刀(酒主)	8-492-494
J	2-244-246	正33③	7	常写	充紙帳	天平16-	-----	8-417-419
G(1)	2-231-236L4	正33①(1)	1-3	常写・間写他	律論疏集伝等本収納并返送帳	天平15. 5-	-----	8-188L12-193
G(2)	2-236L5-239	正33①(2)	4-5	常写・間写他	律論疏集伝等本収納并返送帳	天平15. 5-	-----	8-185-12-188L11
I	2-243-244	正33②	6	間写	手実帳	天平16. 6. 11	(阿刀)酒主	24-266
L	2-247	正33⑤	9	常写・間写他	律論疏集伝等本収納并返送帳	(天平15. 5-)	-----	24-258

35 天平11年度備中国大稅負死亡人帳

A(1)	2-247-249L4	正35③(1)	3	間写理趣經	布施申請解案	天平18. 10. 12	阿刀酒主 伊福部(男依) 志斐麻呂	2-545L12- 546
A(2)	2-249L5-252	正35③(2)	4・5	間写理趣經	布施申請解案	天平18. 10. 12	阿刀酒主 伊福部(男依) 志斐麻呂	2-543- 545L11

36 天平12年度遠江国浜名郡輪租帳

A	2-258-261	正16①	1-3	後写	布施注文	天平20. 6. 13	—————	10-290-291
B	2-261-262	正16②	4	後写	布施申請解案	天平20. 6. 13	爪工家麻呂 常世馬人 伊福部男依	3-101L10- 102L2
C	2-262-268	正16③	5-8	後写	布施申請解案	天平20. 6. 13	爪工家麻呂 常世馬人 伊福部男依	3-97- 101L9
D	2-268-271	正16④	9・10	間写百部最勝 王經	經紙受充帳?	天平20. 6. 5-	—————	3-193-194

《3》 造仏所作物帳中巻

断簡名は大日本古文書の排列順による 歴：歴博図録『正倉院文書展』

私案	福山氏案	断簡名	大日古巻頁	所 在	写真	二次文書	日 附	大日古巻頁
1	39	XXXVII	24-41	続々修11-1(5)	6	私紙充帳	天平15. 8-	8-361L5
2	8	VII	1-556-557	続修32④	6	間紙充帳	天平16. 3-	8-416
3	9	XXXII(1)	24-24-29L1	続々修35-3②(4)	6-9	間紙充帳	天平15. 10-	8-392L9-399
		XXXII(2)	24-29L2-L4	続々修35-3②(2)	4	間紙充帳	天平16. 5-	8-391L2-L5
4	10	IV	1-553-554	続修32①	1・2	間紙充帳	天平15. 5-	8-199
5	11	XXVI	1-576-577	続修34③	4	写疏料筆墨納帳	天平15. 5-	8-183-185
6	12	XXVII	1-577-578	続修34④	5	常疏紙充帳	天平16. 8-	8-407-408
7	13	XXXIII(1)	24-29-30L3	書芸文化院蔵	歴6	常疏紙充帳	天平15. 7-	24-218L4-219
		XXXIII(2)	24-30L4-32L1	所在不明	—	常疏紙充帳	天平15. 8-	24-217L2-218L3
		XXXIII(3)	24-32L2-33L10	奈良博蔵	歴7	常疏紙充帳	天平15. 7-	24-216L1-217L1
		XXXIII(4)	24-33L11-34	歴博蔵	歴8	常疏紙充帳	天平15. 8-	24-215
8	14	XXXIV	24-34-35	続々修35-3①	1・2	常疏紙充帳	天平15. 8-	8-389-390
9	14'	XXXIX	未収	京博蔵	歴9	常疏紙充帳	天平15. 7-	未収
10	15	XX	1-565	続修33⑩	12	常疏紙充帳	天平15. 8-	8-272L6-L9
11	16	XXV	1-574-576	続修34②	3	写疏料筆墨充帳	天平15. 9-	8-277-278
12	17	XXIX	1-564L8-L9	続修33⑩	11	写疏料筆墨充帳	天平15. 9-	8-272-273
13	18	XII	1-562L1-L4	続修33③	4	写疏料筆墨充帳	天平15. 8-	8-276
14	19	XI	1-561	続修33②	3	写疏料筆墨充帳	天平15. 8-	8-276-277
15	20	XVII	1-564L2-L4	続修33⑧	9	写疏料筆墨充帳	天平15. 8-	8-273L6-L9
16	21	XV	1-563L9-L10	続修33⑥	7	写疏料筆墨充帳	天平15. 8-	8-274
17	22	XVI	1-563-564	続修33⑦	8	写疏料筆墨充帳	天平15. 7-	8-273-274
18	23	XXXI	16-279	続々修32-5⑥	8	写疏料筆墨充帳	天平15. 7-	8-48-49
19	24	XIII	1-562L5-L11	続修33④	5	写疏料筆墨充帳	天平15. 8-	8-275-276
20	25	XIV	1-563L1-L8	続修33⑤	6	写疏料筆墨充帳	天平15. 7-	8-274-275

21	26	X VII	1-564L5-L7	統修33㉟	10	写硫料筆墨充帳	天平15. 7-	8-273L2-L5
22	27	X X IV	1-571-574	統修34①	1・2	律論疏集伝等本收納并返送帳	天平15. 5-	8-193-196
23	28	X X IX(1)	1-580L3-L7	統修34⑥(1)	7	布施申請解案	天平(15. 12. 17)	8-374L9-L12
24	29	X X VII	1-578-580	統修34⑤	6	布施申請解案	天平15. 12. 17	8-374-375
25	30	X X IX(2)	1-580L8-581	統修34⑥(2)	8	布施申請解案	天平(15. 12. 17)	8-373-374L8
26	31	X X X V	24-35-38	奈良博蔵	歴10	布施申請解案	天平(15. 12. 17)	24-245-248
27	32	X X X VI(1)	24-38-39L11	塵芥26①(1)	1・3	間写書料紙収納帳	天平15. 5-?	未収
		X X X VI(2)	24-39L12-40L8	塵芥26①(2)	4	間写書料紙収納帳	天平15. 5-?	未収
28	33	X X X VII	24-40L9-41	塵芥26②	5・6	間写書料紙収納帳	天平15. 5-?	空
29	34	V	1-554-555	統修32②	3	間写書料紙収納帳	天平15. 10-	8-357-358
30	35	X X III	1-567-571	統修33④	16	常本充帳	天平16. ㉑-?	8-428-432
31	1	X X II(1)	1-566-567L8	統修33③(1)	14	常本充帳	天平15. 12-	8-432L7-433
		X X II(2)	1-567L9-L11	統修33③(2)	15	常本充帳	天平15. 9-	8-432L4-L6
32	2	IX	1-558-560	統修32⑥	1011	間本充帳	天平15. 11-	8-365-367
33	3	VIII(1)	1-557L4-L12	統修32⑤(1)	7	間本充帳	天平15. 11-	8-368L2-L10
		VIII(2)	1-558L1-L4	統修32⑤(2)	8・9	間本充帳	天平15. 11	8-367-368L1
34	4	VI(1)	1-555L6-L9	統修32③(1)	4	間本充帳	天平15. 9-	8-369L9-370
		VI(2)	1-555L10-556	統修32③(2)	5	間本充帳	天平15. 5-	8-369L2-L8
35	36	I	1-551-552	正集45①	1	雑物収納帳	天平16. 7-	8-218-219
36	37	X X X	7-35-37	続々修28-4	1・2	常硫料紙納帳	天平15. 8-	8-311-313
37	5	II	1-552	正集45②	2	雑物収納帳	天平15. 12-	8-217L10-L12
38	6	X X I	1-565-566	統修33②	13	写硫料筆墨充帳	天平16. 1-	8-272L4-L5
39	7	X	1-560-561	統修33①	1・2	写硫料筆墨納帳	天平15. 12-	8-399-401
40	38	III	1-552-553	正集45③	3	雑物収納帳	天平15. 7-	8-216-217L9

《4》 天平7年左京職公文

一次文書		正倉院文書	写真番号	二次文書				
文書名(日附)	大日古巻頁			写経事業名	帳簿名	日附	署名者	大日古巻頁
? ? (11. 3)	24-377	統42⑤	5	間写薬師経	布施申請解案	(天平18. 7. 1)	(志斐麻呂)	24-376 L1-L3
符 東市司 (11. 5)	1-631	統42②	2	間写薬師経	布施申請解案	(天平18. 7. 1)	(志斐麻呂)	24-376L3- 377
符 東市司 (11. 9)	1-641	正 4⑧(1)	9	間写薬師経	布施申請解案	天平18. 7. 1	志斐麻呂	2-521-522
符 東市司 (11. 11)	1-631-632	正 4⑧(2)	10	間写八敬六念 并四分戒本	布施申請解案	(天平18. 6. 29)	(志斐麻呂)	2-515- 516L6
符 東市司 (11. 5)	1-634-635	正 4⑧(3)	11	間写八敬六念 并四分戒本	布施申請解案	(天平18. 6. 29)	(志斐麻呂)	2-516L6- 517L11
符 東市司 (11. 20)	1-632-633L1	正 4⑧(4)	12	間写八敬六念 并四分戒本	布施申請解案	(天平18. 6. 29)	(志斐麻呂)	2-517L12- 518L6
牒 東市司 (?)	1-633L2	正 4⑧(5)	13	間写八敬六念 并四分戒本	布施申請解案	天平18. 6. 29	志斐麻呂	2-518L7-8

※ いずれも天地逆に二次利用されている。

《5》 優婆塞貢進文 (二次利用順)

一 次 文 書			正倉院文書	写真 番号	二 次 文 書			
被 貢 進 者 名	日附(天平)	大日古巻頁			写經名	帳 簿 名	日 附	大日古巻頁
百濟連弟麻呂	不 明	2-317-318	統28㉔	14	50部 法華經	写畢巻数勘定帳	天平15. 8-	24-225-227
船連次麻呂	14. 12. 23	2-323-324	統18㉓	3	50部 法華經	写畢巻数勘定帳	天平15. 8-	24-227-228
曾禰造牛養	14. 12. 12	2-321-322	統18㉒	2	50部 法華經	写畢巻数勘定帳	天平15. 8-	24-228-230
八戸史族大国	15. 1	8-164-165	統々1-3 ③(7)	32	間写	経師手実	天平15. 11. 24	8-265 L6-L10
			統々11-1(1)	1	私願經	私本充帳	天平15. 8-	8-361-362
秦調日佐酒人	14. 12. 13	8-154	統々1-3 ③(4)	29	間写	経師手実	天平15. 9. 1	8-264L8- 265L1
荒田井直族子麻呂	15. 1. 9	8-162	統々1-3 ③(1)	44-45	間写	校生手実	天平15. 10. 14	8-270L3- 271L3
寺史妹麻呂	不 明	24-301	統々11-2(5)	28	私願經	校生手実	天平15. 10. 14	8-239 L6-L9
日置部君稻持	15. 1. 8	2-332-333	統後9(1)(3)	1-3	常・間	写疏所告朔解案	(天平15. 10. 15)	24-235 L5-L10 24-234 L1-L12
星川五百村	14. 12. 30	2-324-325	統後9(4)	4	常・間	写疏所告朔解案	(天平15. 10. 15)	24-235L11- 237L4
不 明	15. 1. 9	2-324	統後9(5)	5	常・間	写疏所告朔解案	天平15. 10. 15	24-237L5- 238
辛国連猪甘	15. 1. 7	2-331-332	統18㉔	4	50部 法華經	告朔解案	(天平15. 10. 16)	24-240-241
秦三田次	15. 1. 7	8-161-162	統々42-5㉔	17	50部 法華經	告朔解案	(天平15. 10. 16)	24-241-242
小治田朝臣口口	14. 11. 15	2-315-316	統別25①(2)	2	常・間	写疏所告朔解案	(天平15. 10. 17)	2-345L6- 346L12
石上部君嶋君	不 明	2-316-317	統別25①(3)	3	常・間	写疏所告朔解案	天平15. 10. 17	2-346L13- 347
丹比連大歳	不 明	24-302	統々28-5(3)	3	常写	常疏充装薄帳	天平16. 4-	8-339L12- 341L2
不 明	不 明	24-305	統々26-3(2)	2	常写	校帳	天平16. 4. 5-	8-379L8- 380L4
坂本君沙弥麻呂	不 明	24-300	統々26-5(4)	5	間写	校帳	天平16. 7-	8-202-203
柿本臣大足	14. 11. 15	2-314	統別47㉔	2	常写	校帳	天平16	24-287-288
物部人足	14. 12. 5	8-149	統々15-1㉔	11	常・間	懺経疏道具目録	天平17. 9. 26	8-576
丹波史年足	不 明	24-229	統々34-1 ③(1)	12	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平17. 10. 1-	8-472L8- 473L10
県犬養宿禰大岡	14. 11. 15	8-138-139	統々27-3㉔	38	常写	充装薄帳	天平17. 12. 15-	8-588-590
丹波史橘女	不 明	8-135-136	統々23-5 ①(2)	2	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10	8-616L8- 617
淡海少広	14. 11. 15	8-134-135	統々23-5② (1)(3)(4)	3-5-6	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10	8-618 L1-L7 8-618L10- 619L6
不 明	不 明	24-304	統々23-5 ②(2)	4	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10	8-618L8-9
大原史長頼	14. 12. 9	8-153-154	統々23-5 ②(5)	7	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10	8-619L8- 620L5

小治田朝臣於比壳	14. 11. 14	8-133-134	統々23-5 ③(1)	8	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10 15	8-620 L6-L9
不 明	不 明	8-137-138	統々23-5 ③(2)	9	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10	8-621 L1-L8
不 明	14. 11. 15	8-136-137	統々23-5④	10・11	常・間	手実帳案	天平17. 12. 10	8-621L9- 622
槻本連堅麻侶	14. 11. 23	2-319-320	統18①	1	常写	可減布施経師歴名	天平18. 1	24-395
秦大藏連喜達	14. 11. 15	2-314-315	統別47③	3	常写	可充布施経師歴名	天平18	24-327
秦人乙麻呂	不明	24-298-299	統28⑩	12	常写	写疏勘定帳	天平18	24-394

《6》 大粮継文

(1) 天平17年2月大粮継文

一 次 文 書		正倉院文書	写真 番号	二 次 文 書				
文書名(日附)	大日古巻頁			写経名	帳 簿 名	日 附	署 名 者	大日古巻頁
左大舍人寮解 (17. 2. 18)	2-411	正 1⑦	8	常写	布施注文	天平19. 8. 18	志斐麻呂	2-680L7-8
右大舍人寮解 (不 明)	2-466-467	正 1⑧	9	常写	布施注文	(天平19. 8. 18)	(志斐麻呂)	2-679-680L6
式部省移 (17. 2. 21)	2-393-394	統々35-6 ②(47)	59	常写	充紙帳	天平19. 8. 5-	——	9-35L9- 36L13
式部省移 (17. 2. 24)	2-395-396	統々35-6 ②(44)	56	常写	充紙帳	天平19. 7. 28-	——	9-33L13- 34L12
治部省移 (17. 2. 21)	2-392	統々35-6 ②(14)	18	常写	充紙帳	天平19. 7. 28-	——	9-19L11- 20L10
雅楽寮解 (17. 2. 20)	2-389	正 2③	6	常写	校帳	天平19. 12. 15-	——	2-681L6-682
玄蕃寮解 (17. 2. 20)	2-390	正 2④	7	常写	校帳	天平19. 7. 28-	——	2-676L6-677 2-681L3-L6
諸陵寮解 (不 明)	2-471	正 2⑤	8	常写	校帳	天平19. 7. 28	——	2-676L3-L5
喪儀司解 (17. 2. 21)	2-395	正 2⑥	9	常写	校帳	天平19. 7. 28	——	2-675-676L3
民部省観文 (17. 2. 28)	2-396-397	統42①	1	常写	校帳	天平19. 7. 28	——	24-414-416
主計寮解 (17. 2. 21)	2-394	統々28-9②	2	間写	間紙上帳	天平20. 1-	——	9-516L4- 517L1
刑部省移 (17. 2. 20)	2-391-392	正 2⑧	11	間写	千手経紙并本充帳	天平19. 7. 28-	——	9-424-425

(2) 天平17年4月大粮継文

中宮職解 (17. 4. 14)	2-398	正 1②	2	常写	充装満帳	(天平19. 7. 28)	(志斐麻呂)	3-154-156
皇后宮職解 (不 明)	2-469	正 1④	4	常写	充装満帳?	?	——	2-717L9-L12
(皇后宮職解) (17. 4. 18)	2-399	正 1⑤	5	空				
左大舍人寮解 (1)	2-410L5-L8	正 1⑥(1)	6	間写	間紙納帳	天平20. 4. 22-	阿刀酒主	3-484-485
左大舍人寮解 (17. 4. 18)②	2-410L8-411	正 1⑥(2)	7	間写	間紙納帳	天平20. 2. 2-	志斐麻呂	3-484
内蔵寮解 (17. 4. 18)	2-411-412	正 1⑩	11	間写	充紙帳	天平19. 8. 4-	他田水主	24-420L1-421

民部省頼文 (17. 4. 21)	2-429-430	統々6-5(3)	3	間写20部 六十花藏	充裝潢帳(東堂分)	天平20. 2. 2-	阿刀酒主 丸部守 他田水主	10-112L11- 114
主計寮解 (17. 4. 21)	2-431-432	統々6-5(2)	2	間写20部 六十花藏	充裝潢帳(東堂分)	天平20. 2. 2-	阿刀酒主 丸部守 他田水主	10-111L10- 112L10
主税寮解 (17. 4. 21)	2-430-431	統々6-5(1)	1	間写20部 六十花藏	充裝潢帳(東堂分)	天平20. 2. 2-	阿刀酒主 丸部守 他田水主	10-111L1-L9
兵部省移 (17. 4. 21)	2-417-418	正 2⑦	10	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平20. (1. 20)	——	3-174-175
刑部省移 (17. 4. 21)	2-418-419	正 2⑧	12	間写20部 六十花藏	用紙注文? (東堂分)	天平19. 12	——	9-644-645
大藏省移 (17. 4. 21)	2-420-421	正 2⑩	13	間写20部 六十花藏	充本帳 (東堂分第2次)	天平19. 12. 13-	——	9-626-627
掃部司解 (17. 4. 20)	2-414-415	正 2⑫	15	間写20部 六十花藏	充本帳 (東堂分第2次)	天平19. 12. 13-	——	9-625-626
宮内省移 (17. 4. 22)	2-432-433	正 3①	1	間写20部 六十花藏	充本帳 (東堂分第2次)	天平19. 12. 13-	——	9-627-628
大膳寮解 (17. 4. 17)	2-400-401	正 3②	2	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-172L11- 173
木工寮解 (17. 4. 17)	2-401-402	正 3③	3	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-170- 172L11
大放寮解(1)	2-402L9	正 3⑤(1)	5	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-170L8-L10
大放寮解(2)	2-402L9- 403L9	正 3⑤(2)	6	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-168L13- 170L7
大放寮解(3) (17. 4. 17)	2-403L10-11	正 3⑤(3)	7	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-168 L10-L12
主殿寮解(1)	2-404L2-L4	正 3⑥(1)	8	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-168L5-L10
主殿寮解(2) (17. 4. 17)	2-404L5-405	正 3⑥(2)	9	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-166L11- 168L4
典藥寮解 (17. 4. 17)	2-405	正 3⑦	10	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-165L12- 166L10
正親司解(1)	2-412 L11-L12	正 3⑧(1)	11	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-165L10-11
正親司解(2) (17. 4. 18)	2-412L12- 413	正 3⑧(2)	12	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-164L2- 165L9
内膳司解 (17. 4. 17)	2-406		13					
造酒司解 (17. 4. 17)	2-407	正 3⑨	14	間写20部 六十花藏	充紙帳(東堂分)	天平19. 10. 6-	——	3-163-164L1
宮奴司解 (17. 4. 18)	2-413-414	正 3⑩	15	間写20部 六十花藏	上紙帳(東堂分) (料紙裝潢帳)	天平19. 10. 6-	——	9-474L4-L12
園池司解 (17. 4. 16)	2-399-400	正 3⑪	16	間写20部 六十花藏	上紙帳(東堂分) (料紙裝潢帳)	天平19. 10. 6-	——	9-473-474L3
内掃部司解(1)	2-407-408L2	正 3⑫(1)	17	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	*	9-635-636
内掃部司解(2) (17. 4. 17)	2-408L2-410	正 3⑫(2)	18	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	9-632-635
宮内省移 (17. 4. 17)	2-409		19					
内染司解 (17. 4. 17)	2-409-410		20					
右衛士府移(1) (17. 4. 21)	2-426-428L2	統15③(2)	4	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	2-727L1-728
右衛士府移(2)	2-428L3-L11	統15③(1)	5	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	2-726L2-L12

左兵衛府移 (17. 4. 21)	2-424-425	統15⑤	7	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	2-723-724
右兵衛府移 (17. 4. 21)	2-425-426	統15④	6	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	2-724-726
左馬寮移 (17. 4. 21)	2-422-423	統15⑦	9	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	2-721-722
右馬寮移 (17. 4. 21)	2-423-424	統15⑥	8	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	2-722-723
(左)兵庫移 (17. 4. 21)	2-432	正 4②	2	間写(含 20部六十 花藏)	布施申請解案	天平19. 12. 15	(*)	9-635L3-L10
左京職移 (17. 4. 20)	2-415-416	正 4③	3	常写	校帳	天平19. 12. 15	---	2-728-730
右京職移 (不明)	2-479	正 4⑤	5	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 12. 6	他田水主 志斐麻呂	9-719L3-4
春宮坊移 (17. 4. 21)	2-422	統々28-9(1)	1	間写	間紙上帳	天平19. 12. 13-	---	9-515-516L2
造寺所解(1)	24-324	統々6-10 ⑦(2)	55	間写(含 20部六十 花藏)	手実帳	天平20. 4. 20	---	10-255L8- 256L1
造寺所解(2) (17. 4. 21)	8-544	統々23-5(6)	33	常写	布施文案	天平19. 12. 15	他田水主 志斐麻呂	9-632L5-L8
造宮省移 (17. 4. 21)	24-293-295	統々23-5(5)	31・32	常写	布施文案	(天平19. 12. 15)	(他田水主) 志斐麻呂	9-629-632L4

(3) 天平17年8月大粮繼文

内匠寮移 (不明)	2-458	正 1⑩	14	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 9. 19-	他田水主 志斐麻呂	2-682, 683, 689
(画工司解) (17. 8. 17)	2-458-459	統42③	3	常写	自禪院寺奉請疏論 等歷名	天平19. 10. 9	他田水主	空
内乘司解 (17. 8. 19)	2-460-461	正 1⑮	16	常写	自禪院寺奉請疏論 等歷名	天平19. 10. 9	他田水主	24-447L2-L12
内礼司解 (17. 8. 18)	2-459	正 1⑯	17	常写	自禪院寺奉請疏論 等歷名	天平19. 10. 9	他田水主	24-446L1- 417L1
式部省移 (17. 8. 21)	2-461-462	正 2①(2)	4	常写	自禪院寺奉請疏論 等歷名	天平19. 10. 9	他田水主	24-444L1- 446L1
治部省移 (不明)	2-392-393	正 2②	5	常写	自禪院寺奉請疏論 等歷名	天平19. 10. 9	他田水主	24-443-444L1

(4) 天平17年10月大粮繼文

太政官請文(1)	24-323	統々23-4 ⑦(2)	46	常写 ^カ	装瀨大部曾禰麻呂 解	天平20. 3 ^カ ?	---	10-484-486
太政官請文(2) (17. 10. 21)	未 収	歷博図録	46				空 (但し、「給了」とあり。)	
神祇官移 (不明)	2-480	正 1①	1	常写	子部多夜須写疏手 表	天平19. 12. 3	---	2-717L3-L6
(中宮職解) (17. 10. 18)	2-470	正 1③	3	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平20. 1. 22-	他田水主 阿刀(酒主)	3-50-51
皇后宮職解 (17. 10. 18)	2-468-469	統々35-5 (16)	33	常写	充紙帳	天平19. 11. 13-	---	未収

右大舍人寮解 (17. 10. 18)	2-465-466	正 1⑨	10	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	(天平19. 12. 6)	(他田水主) (志斐麻呂)	2-684
内藏寮解 (17. 10. 18)	2-468	正 1⑩	12	常・間他	律論疏集伝等本取 納并返送帳	天平19. 12. 7-	志斐麻呂 他田水主 阿刀酒主	10-553-554
總政寮解 (17. 10. 18)	2-467	正 1⑪	13	?	黄麻紙等進上注文	天平19. 7. 5-	他田水主 志斐麻呂	2-719-720
画工司解 (17. 10. 17)	2-464	正 1⑫	15	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 11. 19	他田水主 伊福部男依	2-716
内礼司解 (17. 10. 18)	2-459-460	正 1⑬	18	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 11. 12-	他田水主 伊福部男依	2-715-716
雅楽寮解(1)	2-471-472	続々35-5 (25)	43	常写	充紙帳	天平19. 12. 1-	————	未収
雅楽寮解(2)	2-472	続々35-6 ②(33)	42	常写	充紙帳	天平19. 11. 15-	————	9-27L9-28L1
諸陵寮解 (17. 10. 20)	2-470-471	続々35-6 ②(40)	50	常写	充紙帳	天平19. 11. 26-	————	9-31L13-14
喪儀司解 (17. 10. 21)	2-475	続々35-5 (27)	47	常写	充紙帳	天平19. 11. 11-	————	未収
民部省粮文 (17. 10. 21)	2-478	続々35-5 (21)	39	常写	充紙帳	天平19. 11. 10-	————	未収
刑部省移 (不明)	2-419	続々35-6 ②(31)		常写	充紙帳(但し空 左端残画あり。)			
大藏省移(1)	2-421	続々35-6 ②(53)	40	常写	充紙帳	天平19. 11. 8-	————	9-39
大藏省移(2)	2-476	正 2⑭	65	常写	筆墨充帳	天平19. 11. 12-	————	未収(書陵部 紀要28)
掃部司解 (17. 10. 20)	2-472-473	正 2⑮	14	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 10. 15-	他田水主 志斐(麻呂)	2-711-712
大膳寮解 (17. 10. 17)	2-465	歷博図録 日名子文書	50	不 明				
木工寮解 (17. 10. 17)	2-463-464	正 3⑯	4	常写	筆墨充帳	天平19. 10. 9-	————	9-477-478
左兵庫移 (17. 10. 21)	24-318	続々32-5⑰	20・21	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 8. 10	他田水主 阿刀酒主 伊福部男依	9-434
右兵庫移 (17. 10. 21)	2-477	続15⑱	3	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 8. 10	他田水主 阿刀酒主 伊福部男依	9-433-434
左京職移 (不明)	2-416	正 4⑲	4	間写	充紙帳	(天平19. 8. 4)	————	24-419L4-L11
右京職移 (17. 10. 22)	2-478-479	正 4⑳	6	間写	充紙帳	天平19. 8. 10-	————	2-718-719L2
春宮坊移 (不明)	2-421-422	正 4㉑	1	間写	充紙帳	天平19. 3. 26-?	————	9-336-337
造甲可寺所解 (17. 10. 21)	2-476	続22㉒	1	常写	充紙師敷紙注文	天平19. 8. 10	————	24-423
造宮省移 (17. 10. 21)	2-473-475	続15㉓	1・2	常写	以受筆墨写紙并更 請帳	天平19. 8. 10	他田水主 阿刀(酒主)	9-435-436

《 7 》 所謂「官人考試帳」

断簡	大日古卷頁	正 倉 院 文 書	写真	二 次 文 書	日 附	大日古卷頁
C	24-554	続々19-11④	57	田辺秋上手実(間写親世音經)	天平19. 12. 2	9-563
A	24-552-553	続々19-11①(4)-1	32	田辺秋上手実(間写20部六十花嚴經)	天平19. 12. 2	9-549
B	24-553-554	続28⑦	8	田辺秋上手実(五月一日經=常写)	天平19. 12. 2	9-595-596

別表2 反故文書の二次利用時期の概要

文 書 名	天 平 15 年			天 平 16 年			天 平 17 年				
	4 5 6	7 8 9	10112	1 9 1 2 3	4 5 6	7 8 9	10112	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10112
御野国味蜂間郡春部里戸籍	●	○○	○③	③							
造仏所作物帳	●	○○○	○○○	○○ ○		○					
御野国各牟郡中里戸籍		●									
伊豆国正税帳		●	○	③							
優婆塞貢進文		●○	○	○		○				○ ○ ○	
右京計帳手実			●○		○						
出雲国大税賦給歴名帳			●	○	○○	○○○					
下総国葛飾郡大嶋郷戸籍						●	○○	○○○	○○	○○	
			下総国鉸托郡少幡郷戸籍			●					
駿河帳正税帳(9)		○(初見トスルニハ疑問アリ)			●○	○					
			佐渡国正税帳(4)			●					
			淡路国正税帳			●	○				
			隠岐国正税帳			●	○				
			但馬国正税帳				●				
			御野国山方郡三井田里戸籍						●	○	
和泉監正税帳		○(初見トスルニハ疑問アリ)							●○		
			出雲国計会帳								● ○
			山背国愛宕郡郷里未詳計帳								
			大倭国正税帳								
			越前国郡縮帳								
											志摩国輪庸帳
											山背国綴喜郡大住郷計帳
											右京戸口損益帳
											摂津国正税帳
											尾張国正税帳(6)
											左京戦正税帳
											隠岐国郡縮帳
											薩摩国正税帳
											伊予国正税出挙帳
											左京戦公文
											越前国正税帳A
											佐渡国正税帳(8-)
											周防国正税帳(6)
											尾張国正税帳(2)
											相模国封戸租交易帳
											紀伊国正税帳
											備中国大税負死亡人帳
											伊賀国正税帳
											越前国義倉帳
											下総国倉麻郡意布郷戸籍